

# フィリピン

フィリピン共和国

面 積 30万km<sup>2</sup>

人 口 48750万人 (1981年央推計)

首 都 メトロ・マニラ

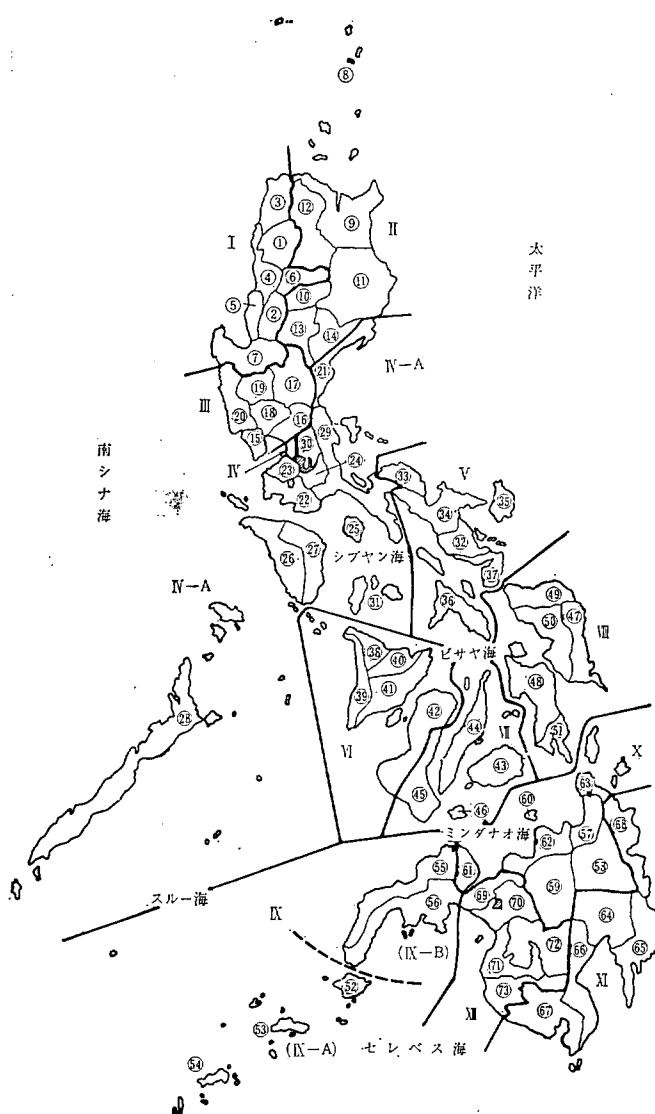
言 語 フィリピン語(タガログ語)(ほかに公用語として英語)

宗 教 ローマ・カトリック教(ほかにフィリピン独立教会、

政 体 共和制 モルコス大統領  
イスラム教、プロテスタント)

元 首 フエルディナンド・E・マルコス大統領  
通 貨 ペソ(70年2月21日以後変動相場制。  
81年末相場1米ドル=8.20ペソ。)

行政区分 (13地方、73州)



- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| I—イロコス               | ⑩ Capiz               |
| ① Abra               | ⑪ Iloilo              |
| ② Benguet            | ⑫ Negros Occidental   |
| ③ Ilocos Norte       | VII—中部ビサヤ             |
| ④ Ilocos Sur         | ⑬ Bohol               |
| ⑤ La Union           | ⑭ Cebu                |
| ⑥ Mountain Province  | ⑮ Negros Oriental     |
| ⑦ Pangasinan         | ⑯ Siquijor            |
| II—カガヤン渓谷            | VIII—東部ビサヤ            |
| ⑧ Batanes            | ⑰ Eastern Samar       |
| ⑨ Cagayan            | ⑯ Leyte               |
| ⑩ Ifugao             | ⑯ Northern Samar      |
| ⑪ Isabel             | ⑮ Samar               |
| ⑫ Kalinga-Apaya      | ⑯ Southern Leyte      |
| ⑬ Nueva Vizcaya      | IX—西部ミンダナオ<br>(IX-A)  |
| ⑭ Quirino            | ⑰ Basalan             |
| III—中部ルソン            | ⑯ Sulu                |
| ⑮ Bataan             | ⑯ Tawi-Tawi<br>(IX-B) |
| ⑯ Bulacan            | ⑯ Zamboanga del Norte |
| ⑰ Nueva Ecija        | ⑰ Zamboanga del Sur   |
| ⑱ Pampanga           | X—北部ミンダナオ             |
| ⑲ Tarlac             | ⑯ Agusan del Norte    |
| ⑳ Zambales           | ⑯ Agusan del Sur      |
| IV—マニラ首都圏            | ⑯ Bukidnon            |
| IV-A—南部タガログ          | ⑯ Camiguin            |
| ⑱ Aurora             | ⑯ Misamis Occidental  |
| ⑲ Batangas           | ⑯ Misamis Oriental    |
| ⑳ Cavite             | ⑯ Surigao del Norte   |
| ㉑ Laguna             | XI—南部ミンダナオ            |
| ㉒ Marinduque         | ⑯ Davao               |
| ㉓ Occidental Mindoro | ⑯ Davao Oriental      |
| ㉔ Oriental Mindoro   | ⑯ Davao del Sur       |
| ㉕ Palawan            | ⑯ South Cotabato      |
| ㉖ Quezon             | ⑯ Surigao del Sur     |
| ㉗ Rizal              | XI—中部ミンダナオ            |
| ㉘ Romblon            | ⑯ Lanao del Norte     |
| V—ビコール               | ⑯ Lanao del Sur       |
| ㉙ Albay              | ⑯ Maguindanao         |
| ㉚ Camarines Norte    | ⑯ North Cotabato      |
| ㉛ Camarines Sur      | ⑯ Sultan Kudarat      |
| ㉜ Catanduanes        | VII—西部ビサヤ             |
| ㉝ Masbate            | ⑯ Aklan               |
| ㉞ Sorsogon           | ⑯ Antique             |

(注) 数字は州名を示す

# 1981年のフィリピン

## ——戒厳令解除——

福島光丘

72年9月以来8年4カ月余の長きにわたった戒厳令が1月17日に解除された。以後マルコスの主導の下に憲法修正、大統領選挙に至る一連のいわゆる正常化措置が取られた。これによって戒厳令の形式的枠組は廃止され、幾分かの自由化の雰囲気が広がった。しかし80年中の治安立法および76年と今回の憲法修正によって、大統領に再選されたマルコスは実質上以前と変わらず独裁的権力を維持している。憲法修正により当面の政治スケジュールとして84年に正規国民議会の選挙が、87年に大統領選挙が予定されている。マルコスの一連の正常化措置の狙いは、自らの土俵でマルコス以後への政権の円滑な、摩擦なき移行を確実にすることにある。その第一歩としてマルコスは、選挙ボイコットに出た野党・批判勢力に対して和解・政府参加を呼び掛けたが、拒否された。レーガン米政権のマルコス政権支持の明確化は、すでに進展していた穏健批判勢力の左傾化を益々強めた。他方、84年選挙あるいはマルコス後を目指して、統一野党連合(UNIDO)に参集する穏健野党勢力の中から年末に二つの全国政党が結成され、あるいはその準備が完了した。しかし同時に、引き続く経済悪化の下で武装反政府勢力「新人民軍」(NPA)の勢力拡大が報じられている。

経済活動は3年連続の低下を記録、GNP成長率は72年に次いで4%台に落ち込んだ。先進国経済の引き続く景気後退に加え、年初の金融危機は経済に大きな打撃を与えた。不況のため失業は記録的な水準に達し、戒厳令解除後ストライキは10数年来の最高に達した。政府は輸出工業化を基本戦略に経済自由化、産業構造再編、11大工業プロジェクトの実施を本格化させるとともに、新たな地方開発・貧困対策計画(KKK)を発足させた。



戒厳令解除に署名するマルコス大統領

### “第4共和国”の成立

前年12月の声明通り、マルコス大統領は今年1月17日戒厳令を解除した。本来であれば解除によってマルコスの権限は通常の大統領のそれに縮小されるはずであった。しかし実際にはマルコスの独裁権力には何らの制約も加えられなかった。すでにそのための準備は76年以降進められていた。76年の憲法修正第6号によって、「大統領(首相)は、重大な緊急事態もしくは脅威が存在または急迫しているか、または議会が即決を要する問題にいかなる理由であろうと、適切に行動しないかもしくはできないと判断した場合、法律の一部となる必要な布告等を公布できる。」また80年9月署名の大統領令第1736号「国家治安法」および同第1737号「公共秩序法」によって公安・治安事件に関して、大統領は予防拘禁を含めて移動を制限し、逮捕・捜査・押収令状を発する権限を自らに与えた。

更に通常の憲法規定に従い國軍最高司令官として大統領は軍隊に対する指揮・命令権および人身保護令停止の権限を保持する。実際に解除後も、ミンダナオのムスリム反乱2地方(第9、12地方)および公安・治安事件に関して人身保護令が停止

されている。解除前との違いは、軍事法廷・軍拘置所の廃止(実際には未決事件処理のため一部存続)、民政機関派遣軍人の召還、マスメディアの許認可制廃止・登録制への移行および海外旅行自由化等の戒厳令の形式制度の廃止にすぎない。

解除に際してマルコスは憲法修正第5号「現職大統領は戒厳令が解除されるまで引き続き立法権を行使するものとする」によって自らは立法権を失う、「一切の立法権は専ら議会にのみ存すべきである」と主張した。更に修正第6号は、「たとえそれほど抑圧的でないとしても抑圧の含意のある戒厳令を宣言せずに、我々が経験したほど重大ではない危機に将来対処するための安全弁である」とその目的を初めて明確にした。78年のIBP(暫定国民議会)選挙時に設立された与党KBL(新社会運動)はIBPの約200議席中185議席の絶対多数を占めている。平常時であればマルコスの政治運営に制約はなく、修正6号の発動は不要なはずであった。だが実際にはそうではなかった。解除後、1月16日付の大統領令が51本あることがわかつているが、その多くは数ヶ月後に公表されたか、またはいまだ未公表のままである。それだけではなく、9月および10月には修正6号に基づき同月付の大統領令が2本発出された。ひとつは脱税所得大赦令であり、今ひとつはココナツ賦課金復活令であった。マルコスは議会が休会中であったことを大統領令発出の理由に挙げたが、これによって今後も同令の発出が危機の場合に限られず、通常の立法行為にも及ぶことが早くも明らかになった。

こうしてマルコスの独裁権力は維持されたが、それ自体が目的ではなく、むしろ彼の目的実現のための条件にすぎない。では解除によってマルコスは何を目指したのか。たしかに長期の戒厳令支配下での内外情勢の発展は、戒厳令解除→正常化移行をいつまでも放置できない状況を作り出していた。この状況に照らして解除の目的として次のような諸点が指摘できよう。

(1)治安回復、政権基盤の確立など戒厳令支配の役割は終り、むしろ独裁・人権侵害批判などマイナス面が目立ってきた。また解除によって反マルコス野党勢力・学生その他の批判勢力が最低限一致できる結節点=戒厳令解除要求を奪うことがで

きる。

(2)2月のローマ教皇訪問前に解除することで、カトリック教会の人権批判をかわし、教会のマルコス信任を内外に印象付けることができる。

(3)カーター米政権の対比人権批判はその後期には著しく後退していた。それは国際情勢の発展で在比米軍基地の安定確保が一層重要になったからである。80年初の基地協定改訂交渉の前後の経緯はこのことを端的に示していた。さらにレーガン新政権の安全保障優先政策は周知のことであった。米新政権が、米国の対比援助を容易にするため何らかの正常化措置、あるいはマルコスの新たな信任取り付けが望ましいと示唆したことは十分ありうるが、あえて戒厳令解除の強い圧力をかけたとは考え難い。むしろマルコスが対米関係改善の好機とみて、新米政権発足に解除のタイミングを合せたとみるべきであろう。

(4)戒厳令独裁政権ゆえの、すなわち政権交替ルールが制度化されていないがゆえの「マルコス後」に対する内外の懸念を払拭すること。この懸念は特に米国や教会、親政権派経済人、外国資本、世銀等の外国金融機関のみならず、基本的には同一のイデオロギーを持つ稳健野党の間にも根強い。現状では大なり小なり「マルコス後」の混乱は避けられない。またたとえマルコス支配が存続するとしても、戒厳令独裁の長期化でフィリピンの政治勢力の分極化が進み、左右対立激化による内乱等の混乱が発生し、あるいはその結果反米の民族主義勢力や左派勢力が政権を掌握することもありうる。そうなれば米軍基地の存続は危うくなり、経済政策・体制の変革、教会の社会的影響力の著しい後退は避けられないであろう。

これらの目的は解除によって一応は達成される。実際にその後の対米関係は著しく改善した。だがこれらはいずれも解除の決定的目的または要因とはいえない。解除の前日マルコスは、「我々がまだ、今後も起りうる混乱のショックを吸収できるほど強く、力があるうちにこのラジカルなステップを取ることが必要である」と述べたように、状況はそれほど切迫していなかった。マルコスは状況の発展を先取りして、制約の少ない時点で、自らの絶対的主導の下で状況の転換をはかったとみるべきであろう。

歴史意識の強いマルコスにとって現在の最大の関心は、単なる独裁者としてではなく、フィリピンの再建者として歴史に記録されることであろう。そうではなく、独裁支配の単なる延命、自身とマルコス後の一族の安全が最大の関心事であるとしても、そのために取るべき戦略に変りはない。その場合解除の最終目的は、新たな状況の下で、第1には再び政権の長期安定体制を確立し、第2には安定の不可欠の条件でありかつ最も有効な方法である経済発展を実現することにある。これは既述の第(4)点と直接に結びついている。そこで政権の長期安定のための制度的枠組として考えられたのが IBP で起草され、4月の国民投票で批准された憲法修正に基づく「フランス型」の大統領制であった。その要旨は次の通りであった。

(1)政府形態を73年憲法規定の一院制議院内閣制から大統領を元首・最高行政官とする大統領制に変える。大統領の資格年齢は50歳以上とし（アキノは48歳のため排除される）、任期は6年とする。(2)大統領は任期中および任期後も、自らまたはその命令で他の者が行なった行為についていかなる訴訟も免れる。(3)大統領は省大臣の過半数が地方区選出の国民議会議員からなる閣僚を任命する。首相は同議員の中から、大統領の指名を得て国民議会が選出する。(4)大統領は、首相を委員長とし他に半数は国民議会議員である14人の委員で構成される「行政委員会」を任命する。同委員会は、大統領を補佐し、また大統領が死亡等により欠けた場合次期大統領が選出されるまで、大統領の権限・任務を代行する。(5)国民議会議員の任期は6年とし、定例選挙は1984年5月第2月曜日および以後6年毎に行なう。(6)大統領は首相の勧告に基づき、国民議会選挙前および後の各18カ月間を除き、議会を解散できる。

この憲法修正を受けて、6月16日に69年11月以来11年振りに大統領選挙が実施された。選挙は、UNIDO のボイコットで有力な野党候補を欠いたまま強行された。選挙管理委員会をはじめマスコミなどあらゆる関係機関を握るマルコスがむろん大量得票（暫定で88%）で当選した。

マルコスの新大統領としての任期は1987年6月末までであるが、同時に正規国民議会の選挙は1984年まで実施されず、それまでは KBL 絶対多

数の IBP が存続する。このことは、実質的な独裁権力の存続を別にしても、戒厳令後の一連の正常化措置がもたらしたものはせいぜいのところ半正常化にすぎないことを意味する。すなわち84年6月の「正常化」開始時までは、マルコスの独裁体制は少なくとも制度上の安定を保障された。議院内閣制よりも一層安定した新大統領制の成立と大統領選の勝利=新たな信任の取り付けをもって、「抑圧的」な含意をもつ戒厳令なき独裁支配を可能にする、マルコスの称する「立憲的権威主義体制」、「第4共和国」が完成した。

成立したのは枠組だけにすぎない。このいわば「マルコス流民主主義体制」が本当に制度化される、すなわち政権の秩序ある移転を可能にするためには、再び、一層の分極化を強めている政治勢力間の関係を修復せねばならない。反対者を、少なくとも穂健野党を自らの土俵に引き込むか無力化させ、過激派・左派勢力を孤立化させる必要がある。この意味で大統領選挙での UNIDO のボイコットはマルコスにとって打撃であった。マルコスは解除後初の IBP で、次の3カ年の間に「協調的行動制度が、84年に成立する正規国民議会への遺産として達成される」ことを希望すると演説した。これは具体的には政党政治の確立を指すが、マルコスは選挙後再び内外野党に和解を呼び掛け、また野党は共通の利益のために団結すべきだと強調した。一部には地方レベルでこれに応ずる動きがみられたが、反マルコス、政府関与拒否が大勢を占めている。

反マルコス反政府主流を「新体制」の場に引き込み、あるいは NPA をも含めて無力化するためには、経済発展こそが最も重要な課題となる。それは実は戒厳令の目的でもあった。世界的不況の下で成長率は幾分改善したものの総体としての経済の悪化は否定できない。NPA の再興にみるように反政府の伏流は拡大している。

危機的な経済打開のため、政府は経済合理化を柱に「新経済政策」に乗り出した。その実施に当っては、戒厳令下で台頭したマルコス閥、イメリダ閥をはじめ政権に連なる特定グループに対する過度の、目に余る特権供与の放置は許されないと想定される。また従来の政策では対応しえない貧困問題は特に早急な改善を要する。KKK 計画は貧困・

失業問題解決の決め手として打ち出された。これらは極めて困難な課題であるが、政治の安定に重大な影響を持っており、その成否が注目される。

**内閣改造と軍人事** 新大統領就任に続き、マルコスは、7月に一連の新体制造りを実施した。新首相にはかねてからのマルコスの発言通り、ビラタ財務相が指名・選出された。今回もイメルダ夫人を首相に推す運動が展開されたが、マルコスはこれを退けた。続く内閣改造では機構改革も同時に実施されて省数が26から18に削減され(3省が他に合併、5省格下げ)、5人の新大臣が任命された(天然資源、NEDA、NSDBは新任、他は代行から昇格)。また論功行賞でIBP議員45人が国務大臣に任命されたが、実際には大きな変更はない。ビラタの首席任命はじめ官僚・経済テクノクラート重視の配置に変りはなく、新体制にかける政権の姿勢が示されている。

退役延長は軍中堅幹部の不満の種であったが、7月国軍の人事が刷新された。エスピノ国軍参謀総長が退役、後任にベル大統領護衛部隊司令官(61歳)、副参謀総長にラモス PC 司令官(53歳)が任命された。ベルはマルコスの叔父、ラモス夫人はマルコスの従妹に当る。退役延長将官の退役も進み、新准将20数人が任命された。

**稳健野党、再編に** 反政府勢力は戒厳令解除で最大の反政府の焦点を失ったが、UNIDOを中心憲法修正反対、大統領選ボイコットではともかくも統一步調は維持された。選挙では当初は条件付参加の方向が示され、S.ラウレル、カノイらにはその意思があった。しかし最終的にはマルコスの条件拒否、内部調整の失敗、準備不足等からボイコットの決定に至った。ただしナショナリスト党はボイコット支持のラウレル派とサントス候補を立てたロイ、タタド派に分裂した。しかしその後稳健野党グループは84年選挙を焦点に組織の再編、組織化の方向に動き始めた。UNIDOは10月新たに7グループを加え、指導部強化を目指し、またUNIDOの支持の下に82年2月を目標に新全国野党「フィリピン民主党」設立の準備が開始された。更にカノイ、タタド、ビサヤ連合のダビデを設立人としてやはり新全国野党「フィ

リピン社会民主党」が結成された。IBP内でも共同歩調を目標にビサヤ連合を中心とした野党議員14人が新連合を結成した。これらの動きは、経済悪化、大統領選でのマルコスの合法的再任、米国のマルコス支持明確化に失望した反政府勢力の分極化促進、左派勢力の拡大基調に対する穏健野党集団の危機意識の高まりを反映すると同時に、84年選挙における基盤強化を目指すものである。その成否は指導層の意思統一と着実な組織活動にかかるが、再分裂の可能性は否定できない。

今年も年後半に活発化した学生運動の要求は授業料値上げ反対、自治活動の自由を中心であるが、左派勢力の影響も認められる。NPAはここ数年来後進貧困地域で勢力を増大させているが、今年は特にダバオ周辺で伸長が著しかった。軍は6月選挙後同地域に戦略村を建設し、対応を強めた。これに対してMNLFの活動は引き続き低調で、軍は対NPA作戦に数部隊をMNLF地域から移動させることができた。NPAの武装勢力は推定5000~7000であり、またCPP・NPA自体も長期戦略を取っているので、当面は政権にとって脅威ではない。しかし現在の政治・経済状態が統けば、対反米ナショナリズムを前面に出し、戦術的に中道寄りを強めているNPAと中道左派との統一戦線の可能性も否定できないであろう。

**改善著しい比米関係** レーガン新政権成立と合せた戒厳令解除後の比米関係の改善は著しい。5月下旬は解除賛成決議を採択、大統領就任式典でブッシュ米副大統領はマルコス政権支持を明確にした。続いて11月に犯罪者引渡し協定が調印され、12月上院は租税協定を批准した。両協定、特に後者は在米反政府活動の抑制を阻いとする73年以来の懸案で、その成立は両国関係の緊密化を象徴するものといえる。

### 世界経済の回復に期待

第2次石油危機による世界的不況のためフィリピンは3年連続の成長低下に見舞われた。成長の鍵を握る輸出の伸びは主要輸出品が軒並み不調なため、輸入のそれを下回った。貿易赤字は拡大を続け、成長を支えてきた対外借入れも急速な拡大

に限界が見えはじめ、抑制方針を取らざるを得ない状況になった。年初に発生した金融危機は経済環境の悪化を促進した。こうした中でインフレ率の低下が唯一の明るい材料であった。

対外的には石油の供給と価格の安定は明るい材料ではあったが、短期的には成長引上げの内生要因は見当らず、政府当局は世界経済の早期回復に望みを託す外にない状況にある。

しかし他方政府は今年から開放体制下での生産性・資本効率の向上、工業品輸出競争力改善による輸出工業化を柱とする中長期政策の実施を本格化し始め、これに成長促進の望みをつないでいる。82年完成予定の新5カ年計画（1983—87年）も上記政策を柱に、エネルギー自給促進、輸出現金作物の多様化、11大工業プロジェクトの実施、中小企業育成、工業の地方分散を通じる雇用創出、所得分配の改善、インフラストラクチャーの改善等を優先目標に置いている。

中長期政策は85年を実現目標としている。その主要なものは、輸入関税率の段階的引下げ（一部引上げ）、輸入自由化促進、世銀の産業構造改善、工業プロジェクト・ローンによる産業合理化、近代化計画（当初はセメント、繊維等）、および11大工業プロジェクトである。これらの諸計画の進展と効果は、もちろん国際経済環境によって大きく左右されると同時に、国内の既得権集団との調整、経済制度の改革、行政機構の効率化にも依存している。

戒厳令解除後産業界の発言は強まり、これらの問題も大きくクローズアップされた。関税引下げについては年初すでに食品業界の要求で引下げスケジュールが一部手直しされている。8月段階で名目関税率は42.42%から28.08%に引下げられたが、その他業界特に家電を中心とする耐久消費財業界からも引下げ・自由化延期の要請が出ていた。また中間財と最終財生産業界の調整問題も残されている。11大プロジェクトのコストは当初見込みの60億ドルから40億ドルに削減され、年内に5プロジェクトが実施段階に入った。しかし後述のように対外借入れの抑制が必至となっているため、全プロジェクトの実施を主張するオシンpin工業相と抑制を主張するビラタ首相、ラヤ中銀総裁等との間で意見の不一致が生じている。経済界にも石炭プロジェクトの延期を主張する声が強い。

しかし最も大きな問題は、国営企業の経済力の拡大、経済統制等政府の過大な経済支配の問題である。この問題には経済界から、国営企業集団は民間ビジネスとあらゆる面で競合し、自由な経済活動を阻害するとして強い不満が噴出した。国営企業は現在212にのぼる。政府は民営移管および合併による企業数の削減を約束したが、年内には実現しなかった。また国立のフィリピン開発銀行はこげ付き債権および貸付金の株式転換を通じ引継いだ民間企業を数十社抱え、フィリピン最大の企業集団となっている。これも競売処分の基本方針が出されているが、実現には経済回復を待たねばならないとみられる。中でも政治がらみで解決の難しいのは砂糖とココナツの国家管理の問題であろう。9月自由売買による市況回復を主張するビラタ首相は閣議でココナツ賦課金の徴収停止を決定した。しかしエンリレ国防相、大統領に近いコファンコ等をリーダーとするココナツ業界の圧力のため、大統領はわずか3週間後に大統領令で賦課金の復活を命じた。また砂糖の流通、販売は現在国営砂糖取引会社（Nasutra）が独占し、これも大統領に極めて近いベネディクト大使が実権を握っている。ココナツと同様砂糖でも民間から取引自由化要求が出されている。しかしココナツの例に典型的に示されたように特定グループに対する権益を断ち切ることは、たとえ困難であるとしても、合理化・自由化に経済発展の道を見出そうとするのならば避けられない課題である。

9月には地方開発促進策として新たに生計改善計画（KKK）が正式に発足した。同計画は、他省庁の、たとえば農業省からは国家食糧庁、地方自治省からは村落開発等の関連事業を吸収し今や巨大な権限を握るに至ったイメルダ・マルコス居住相の下に実施される。計画では村落単位の中小生産プロジェクトに貸付・出資・指導を与え、その育成をはかることになっている。計画が、65%の世帯が貧困水準以下にあるといわれる農村の生活を向上させるか、大統領夫人の単なる人気取りのための資金散布に終るかは政情の安定化に重要な意味をもつであろう。

生産活動 NEDA 速報値によれば81年のGNPは名目では前年比18.7%増の3136億ペソ

(約397億ドル), 1人当では15.8%増の6331ペソ(約801ドル)であった。しかし実質GNP成長率は4.9%, 1人当たりでは2.3%にすぎなかった。実質成長率は78年の6.3%から79年6.1%, 80年5.4%と3年連続低下し, 4%台は70年(4.3%), 72年(4.9%)に次ぐ最悪の記録となった。

消費支出は、不況による支出抑制のため、個人、政府とも前年を下回り、実質4.7%増にとどまった。税収の名目伸び率は前年の21.4%から10%となり、GNP成長率を大きく下回った。特に約20%を占める直接税は28%増から4.1%増に落ち込んだ。他方粗国内資本形成は、名目で前年の23.4%から16.9%増に、実質では6.0%から2.4%増に落ち、投資・貯蓄ギャップは名目で14.5%増にとどまった。耐久設備投資は名目で23%から15.9%増に、建設投資は26.9%から18.8%増にそれぞれ低下した。

農業は70年代後半に順調な成長を続けてきたが、81年の実質生産額は前年の4.9%から4.3%増に低下した。これは農産物輸出と米作の不振による。米の生産は23個の台風、特に二つの大型台風による9万トン(初)減収および7月の肥料18%値上げで、前年並あるいはこれを下回ったと推定される。そのため今年は米の新規輸出契約は停止され、8.3万トンの輸出は昨年契約分であった。肥料値上げは補助金廃止に伴うものだが、当初の全廃計画は結局3カ年の段階的廃止に変更された。値上げの結果、肥料使用量は前年比2.1%減少、高値を見越しての肥料・砂糖の退蔵が生じた。米作不振の背景には価格不振による76年以来の作付面積の減少がある。マサガナ99計画では貸付農民数、面積とも減少を続け、また返済のこげ付き率も上昇し80年第1期作では27.3%にも達した。

砂糖生産量は80・81年度には4年連続の減少から2.1%の増加に転じた。しかし前年の過大な輸出契約のため10月には国内供給の不足、高値が生じた。

林業は実質粗生産額が2.3%増と若干回復したが、原木生産量は輸出不振のため伐採許可量の27%にすぎず、前年比18%減となった。原木輸出は、一部に限り82年4月まで延長されたが、以後全面禁止されることになった。

製造業の実質粗生産額は前年の5.9%から5.1%増に落ちた。電気機器(16.5%), 衣類(12.1%)は良好、木製品は前年の3.1%減から3.8%増に転じた。しかし織物、紙、パルプの増加はわずかで、家具、化学品、耐久財の増加は前年を下回った。特に自動車の販売は8%減の5.1万台と連続減少を記録した。

鉱業生産額も実質で前年の4.8%から1.7%増に大幅に低下した。海外バイヤーが高金利のため在庫を低水準に抑えたため、銅鉱石社は閉鎖に追い込まれた。金は生産増加にもかかわらず、価格下落のため名目生産額は7.6%減少、銅も日米の需要が徐々に回復して生産量はほぼ前年並みとなったが、名目生産額は2.1%減少した。ただしその他の金属、セメントを除く非金属鉱業は大幅に回復した。

建設活動は景気下支えをはかる公共事業が前年の実質5.2%から6.4%増に伸びたものの、民間活動は13.2%から5.2%に落込み、全体では5.8%増にとどまった。サービス部門では運輸・通信・倉庫業が実質4.1%増と不振であった。しかし電気・ガス・水道業は伸びは低下したが7.8%増と依然高く、建設、卸小売(6.6%から5.3%に)、金融危機で伸びた不動産(13.9%)など非エネルギー集約部門と並んで成長主導部門となった。ただしサービス業は4.9%，金融は2.2%の低成長であった。

全産業にわたって成長率は低下しているがエネルギー消費状況から見る限り、特に製造業の落込みはNEDA速報値より大きいとみられる。

**エネルギー消費** エネルギー消費は前年の1.9%減を上回る2.7%減で石油換算9090万バレル相当となった。昨年の場合は節約効果による減少がかなりあったとみられるが、今年は生産の低下特にエネルギー集約部門のそれが主因とみられる。原油供給はサウジのG-G割当増、メキシコとの新供給契約で安定した。むしろ原油備蓄は年央頃には130日分と史上2位の高水準となった。そのため備蓄コスト負担が問題化し、年末には110日分に削減され、更にメキシコからの供給停止交渉が課題となった。輸入原油の消費量は7180万バレルと前年より2.6%減少したが、全エネルギー消費に占めるシェアは前年並みの79%にとどまった。原油輸入量も7590万バレルと減少した。しかし

単価上昇で輸入額は4900万ドル増加、2億5650万ドルとなり、輸入シェアは25.6%と依然高い。他方国産石油消費はニド油田の大幅減産で150万バレルと61%も減少した。輸入、国産合計の石油消費量は420万バレル・5.4%減少、対全エネルギー消費シェアも2.4%減少した。これは全エネルギー消費の減少率を上回るが、その差170万バレル相当が非石油地場エネルギー、特に地熱発電(470万バレル、23.7%増)、水力発電(650万バレル、4.8%)で埋められた。石炭消費は100万バレル相当と前年と同一水準にとどまった。しかし国産石油は、カドラオ油田の第3四半期生産開始、ギャロック新油田の発見などで若干の改善が見込まれている。

石油製品消費ではガソリンが減少(14.1%)、ディーゼル油が増加(1.4%)したため余剰ガソリンが輸出され、アルコガス計画の縮小が決定された。また燃料油消費は5.4%も減少した。一部は水力発電による代替もあるが、大部分は生産の不振によるとみられる。

野心的な石油開発、非在来エネルギー開発を中心とするエネルギー開発5カ年計画(81—85年)が大幅改訂された。多数のプロジェクトが縮小・延期され、資金規模も約40%削減された。特に85年の国産石油消費目標は1830万バレルから81年実績と同量の150万バレルに大幅に引下げられた。

**金融・財政** 今年経済活動を阻害するいくつかの金融事件が起きたが、最大のものは織物業・銀行経営者であるD.ディーが短資市場等から無担保で借入れた6.4億ペソを未払いのまま1月中旬国外逃亡した事件であった。このため金融界は一時混乱状態に陥り、年間を通じ低調となった。金融政策は主に危機の拡大と再発防止のための金融制度の改革に向けられた。事件発覚後短資市場からの大量の資金引揚げと預金の預け替えが始り、特に短資取引を主業務とする投資会社からの資金流出は上期44億ペソに上った。その大部分は商銀発行のCP(短期債)にシフトされた。このため投資会社をはじめ金融機関数社は危機状態に陥った。中央銀行はこれら金融機関に短期の緊急融資を行なうとともに、その貸出先企業、その他金融トラブルに陥った企業に対して返済・運転資金を供与するため、5月に総額50億ペソの工業基金(満期10

年)を設立した。工業基金からは81年割当15億ペソのうち約5億ペソがバンコム系1社、CDCP他計4社に貸出された。融資は政府の経営参加等厳しい条件付きだが、特に大統領の親友R.クエンカのCDCPに対する3億ペソ融資は厳しい批判を呼んだ。また緊急融資はバンコム社と大統領に近いアトリウム社(投資会社)に供与された。融資条件に基づき、バンコムはグループ内3社の合併後少数株主に落ち、政府の多数支配に入り、またヘルディス・グループも子会社4社の売却を要求され、CDCP自体も30%政府所有となった。

ディー事件で1月の商銀の資産は前年比37億ペソも減少したが、救済措置が効果をあげ、年末現在の資産は前年末比16.8%増に回復した。全銀行の定期、普通預金残高も、1、5月の減少を除き増加した。だが短資市場の不振に加え、銀行は過剰流動性を抱えながら、厳しい選別融資態度を取り、余剰ペソ資金で海外高金利とペソ先安を見越して外貨資産を積増した。7月以降中銀指導による商銀の過剰ドルの処分、公開市場操作で幾分緩和されたが、金融は年間を通じてタイトに推移した。年末現在商銀の流動資産/預金比率は前年の0.64から0.66に上昇した。

80年に発足したユニバンキング制度は、金融危機で商銀の増資が困難になったため、同制度許可銀行は81年は5行に、80年許可を含め6行にとどまった。

中銀はまた従来からの金融制度の改革を推進した。そのうち主要なものは法定利子率上限の廃止であった。まず7月1日満期2年超の貸出(従来21%)および普通・定期預金(従来9および10.5~14%)の利子率が、10月1日には1年超から2年未満の貸出利率の上限が廃止された。残存利子率制限は1年未満の短期貸出のみとなった(担保付16%、無担保18%)。平均的な新利子率は普通預金で9~10%、定期預金で12~19%(満期・金額による)1年超貸出金利は担保付きで約21%となっている。預金利子率の上昇の結果7月以降短資市場からの資金移動で銀行の預金量が増加、特に2年超定期は36%増を記録した。

中銀は利子率自由化を受け、機動的な資金量・利子率調整をはかるため、準備率の引下げ修正(82年発効)、公開市場操作の相手となる公認の政

府証券ディーラー網を導入した。また産業別信用調整のため中銀再割引スケジュールの簡素化等を実施した(資料参照)。

12月 SECはディー類似事件の再発防止のため新たに短資市場規則を制定した。同規則は移行期を経て82年3月に発効するが、短期CP発行人に20%の銀行のクレジットラインを要求するなど厳しい内容になっている。このため、新規則には一流企業以外は資金調達が益々困難になると強い不満が出ている。

金融危機の影響のため、通貨供給M<sub>1</sub>は年末には前年の19.6%から3.5%に、年平均でも11.0%増加したにすぎない。ただし準通貨(普通・定期預金)、銀行の短資借入を含めた国内総流動性は年末比15.8%、年平均で19.7%増加した。これは短資市場からの資金移動で、準通貨が年末比19.4%、銀行短資が28.7%増加したことによる。他方商業銀行の総資産は16.8%増加、預金の増加は年末比で前年の25%に対し9%にすぎなかったが、これは定期預金より金利の高い商銀短資借入れ(46%増)が選好されたためである。小口預金者の多い普通預金は18%と平常であった。

商銀の貸出/預金比率は年末現在前年の2.46から2.39に大きく低下した。短資市場取引額は7.6%増にすぎず、加重平均金利はタイトな信用状況を反映して前年の13.3%から15.6%に上昇、国内信用残高も年末比約8%増にすぎない。中でも法人発行短期CPの額は1~11月期は前年同期比15.6%の減少であった。

新規登録企業の払込資本額は前年比2.5%減少した。しかし景気とは反対に既存企業の増資は大幅に増加、新設企業も合せた総払込資本額は1~11月で前年同期比49%増加し、68億ペソとなった。しかしBOIの優先分野直接投資許可額は同上期中19億ペソで7%増と低調であった。

中央政府現金勘定(1~11月)は公共事業支出災害救済支出等の増加で歳出が36.7%増加したのに対し、不況で歳入は17.7%と伸び悩み、赤字額は前年同期の4.64倍(117億ペソで歳出の27.5%)に、公的債務は3.44倍に達した。しかし政府は景気下支えのため82年も引き続き積極的に赤字支出を維持する方針を決めている。

**物価・雇用** 全国消費者物価は年平均で前年の17.6%に対し12.4%と低下したが、3年連続の2桁上昇を記録した。品目別では食品・衣料・住宅は12%台、サービス11.5%、その他9.6%であったが、光熱水道が21.2%と上昇の主因となった。

雇用状況は悪化を続けた。全国の失業率は不明だが、首都圏の失業率は79年の6.5%、80年の14.6%から今年は推定26%にも上昇した。大企業でもレイオフ・解雇が相次ぎ、その総数は80年の6万9611人から今年は12.7%増の7万8466人にも達した。労働者雇用サービス局による国内就業斡旋人員は前年比19.4%も減少し1万5416人にすぎなかった。しかし海外斡旋は41%増の20万人(87%が中東)に達した。この他に船員等で推定約7万以上の海外就職があった。これらは国内失業の緩和に大きな寄与をすると同時に、約70万の海外就業者からの送金は貿易外収支の悪化緩和にも役立っている。今年の送金額は前年比24.7%増の5.25億ドルと推定されている。

不況下でスト発生件数は前年の47件から257件に急増した。このうち首都圏では207件にのぼった。業種別では不況業種である織物産業が63件、金属製品製造が34件と最も多かった。急増は不況に加え、戒厳令解除後もPD823号によるスト禁止が有効であったが、労働省当局が正式にスト禁止を解除した法律130号(8月)の審議を見守り、成立後も法の不備から積極的介入を行わなかったことにも一因があった。スト原因は大部分が法定賃金の支払拒否と解雇問題であった。81年中には1月のPD1751号により、首都圏非農業労働者の場合、緊急物価手当14.32ペソのうち4ペソが最低賃金に組込まれて同賃金は18ペソに、また賃金命令第1号で物価手当が2ペソ増額された。これらに法定1カ月ボーナス1.50~1.41ペソを合せた法定の実効最低賃金は31.82~31.73ペソと、前年比で約7%増加した。しかし物価上昇はこれを上回り実質では約5%減となった。

実際にはこの実効賃金を得ている労働者は少数に限られている。労働省の査察によれば86%の企業が大部分賃金法規に違反していたし、多くの労働集約産業や家内工業では一部賃金法規の適用が免除されている。この外にも不振企業にも免除が認められ、81年中には免除申請の35%、335件が

認められた。更に全国 690 万の賃金・給与労働者のうち組織労働者は約32%だが、団体協約で実際に組合の保護を受けている、と労働省がみなしている労働者は全体の 5 % にすぎない。なお、80年第3四半期の労働統計によれば、首都圏の推定580万賃金・給与労働者のうち実効賃金を上回る月収 1000 ペソ以上の者は 5 %、自営労働者を除くと 70 % の者の月収は 500 ペソ以下にすぎなかった。明らかに実質賃金の低下と同時に労働者間でも所得格差の拡大が進んでいると推測される。

**対外取引** 中銀発表(暫定)によれば、通関ベースの輸出は 59.1 億ドルで 2.1 % 増、輸入は 84 億ドルで 9.1 % 増となり、貿易赤字は前年の 19.4 億ドルから 24.9 億ドルに 28 % も増加した。輸出は過去 5 年間で最低の伸び(80年は 26 %)となった。また外為ベースでは輸入は 9 % 増だが、輸出は 4 % の減少に転じた。このため経常収支の赤字も 52.5 % 増加して 20.9 億ドルに、総合収支赤字も 47 % 増の 5.6 億ドルに達した。

輸出は価格、数量ともに減少、輸入は数量減にもかかわらず価格上昇のため増加した。フィリピン大学経済学部の試算によれば、上期の輸出購買力(除石油)は約 20 % 減少した。品目別(外為ベース)にみると伝統輸出品の輸出額は 8.1 % 減少、総輸出シェアも 71.5 % から 68.6 % に低下した。このうちココナツ製品の輸出ではヤシ油が数量の増加で 3.3 %、果物・野菜類も 8.9 % それぞれ増加した。しかし砂糖(-5.9 %)、林産品(-11.4 %)、鉱産物(-22.5 %)は軒並み大きく落ち込み、3 品目の総輸出シェアは 44.2 % から 38.7 % に低下した。他方非伝統輸出品の額は 5.8 % 増加した。これは非製造品の 43.4 % 減に対し製造品が、17.8 % 増加したためで、製造品の総輸出シェアは前年の 24.5 % から 29.0 % に上昇した。非伝統製造品のうち、衣類は 34.5 % その他が 17.8 % と高

かったが、電気・電子機器類は 3.4 %、化学品は 7.9 %、家具類は 8.5 % にとどまり、繊維(-23.1 %)、木製品(-8.1 %)はマイナスとなった。他方輸入では、石油と電気機器が増加した以外、非電気機器、原材料、中間財は減少に転じた。

貿易収支の大幅赤字継続と米ドル高のためペソの対米ドル相場は年平均で 5.2 % 切上げられ 7.8977 ペソに、年末には 8.2 ペソに下落した。対外債務残高も年末現在 158.35 億ドルと 31.34 億ドルの増加を記録した。残高の増加と海外高金利のため利子払い額は前年比 58 % 増の 11.02 億に達した。このため元利合せた対外債務返済比率は前年の 17.7 % から 19.1 % に上昇、82 年には更に上昇することは確実となった。満期構成は、5 年以上の中長期が 72 % (平均期間 14 年)、このうち変動利子率によるものは 39 % であった。ただし定期信用の 18.6 % 増に対し、回転信用は 49 % も増加し、そのシェアは 23 % から 27 % に上昇し、利払い増加の一因となった。

IMF からは今年 29.3 億ドルが引出された。このうち約 2.2 億ドルは 80 ~ 81 年 2 カ年スタンダバイ取決めに基づく 4.1 億 SDR の今年分 2 億 SDR であった。同取決めに基づく満期 1 ~ 12 年の対外商業ローン限度額は今年 17 億ドルに設定されていた。しかし海外高金利、不況およびエネルギー計画、11 大プロジェクトの実施立遅れのため、未使用が生じた。この限度額に含まれる中銀の一括ローンも当初計画 5 億ドルを下回る 3.5 億ドルにとどまった。このため中銀は 82 年の申請限度額は今年と同一とする予定である。しかし輸出の伸び悩みで対外債務返済圧力が強まることが確実とみられるため、中銀は政府、民間の借り入れ申請の審査を厳格化する方針を固めた。また中銀は利払い節約もあって、外貨準備用の短期借入れを削減して、外貨準備高を前年末の 31.6 億ドルから年末現在で輸入 4 カ月分相当の 25.7 億ドルに引下げた。

1月

- 7日 ▶新海軍司令官任命——Alejandro 海軍少将。
- 8日 ▶最高裁、アキノの人身保護令申請を却下。
- ▶鈴木首相、公式訪問——(～10) ASEAN への農業等での十分な融資援助約束。大統領は会談で、投資保障協定締結に合意。農相会談はバナナ関税の25%引下げで合意せず。共同声明で日本は軍事大国にならぬと表明。
- 10日 ▶84年以前の選挙に否定的大統領。私は今年大統領選挙を望んだが、IBPは実施しないと決定した。
- 14日 ▶中銀総裁交替——リカロス退任、ハイメ・C・ラヤ予算相(42歳)が5代目総裁に就任。
- ▶NGAを改編 NFAを新設——PD 1770号。国家食糧庁(National Food Authority)。議長は居住相兼任。
- ▶借入金未払い起訴——約7億ペソを未払いのまま、米国に逃亡した Dee 一族と関係4社を銀行が。
- 15日 ▶UNIDO、綱領発表——「民主野党連合」のロハス、ラウレル共同議長。表題は「自由・民主フィリピンにおける公正な社会のためのプログラム」。混合経済の発展、経済ナショナリズム、外国基地撤廃、全PD等の廃棄など。戒厳令解除は紙上の解除にすぎないであろう。
- 17日 ▶大統領、戒厳令を解除——宣言第2045号を発出。また軍拘留者341人の釈放を命令、159人は公共秩序違反。現在の軍拘留者は1857人、うち公安関係471人。
- ▶戒厳令解除は建設的ステップ——米国務省。在米のアキノ、マングラップスは、マルコスの即時辞任・暫定政府設立を要求。また野党・学生は、解除はレーガンの圧力によるもので、我々の抗議を除去するためと声明。
- 19日 ▶IBP 第3定期会期開催——大統領演説：すべての立法権は IBP にのみ付託されねばならない。憲法修正第6号は、将来危機に、戒厳令を宣言せず、いかに対処するかとの問題の答えとして考えられた安全弁である。
- ▶あらゆる批判を覚悟せよ——国防相、軍警幹部会議で。また戒厳令計画作成・実施に加わった者を公表。エスピノ参謀長、ラモス PC・INP 長官、バス参謀次長(当時情報部長)、ベル大統領警備隊司令官・NISA 長官。コファンコ大佐(退役)。
- ▶一般裁に約700件移管——国軍法務部、軍裁から。残存軍裁は10で、判決直前の事件終了まで存続。
- 22日 ▶IBP は唯一の立法権を持たない——マカバガル会長らの暫定国民議会協会(INAA)、マルコスに反論。憲法第17条第3節で大統領は引き続き大統領令(PD)などを発出し、既存 PD などを修正・廃棄できるが、IBP は持たない。

- ▶IBP は PD 等を修正できる——大統領。憲法修正2号で。また現在新聞の発行は自由(PD 1784号、1/15)。
- 23日 ▶NPA は地方組織・募集強化に転換——国防相。武装攻撃を徐々に減らし、戦略的撤退方針を採用。
- 24日 ▶重要産業のスト禁止は存続——労相。
- 26日 ▶学生評議会・学生新聞の発行を許可する——教育相。
- 27日 ▶UP 学生デモ——文理学部ビル前で。全政治犯の釈放要求。戒厳令解除後2回目。1回目は20日約150人が米大使館前でピケ、米国の解除圧力を非難、解除はごまかし行為と批判。
- ▶アブラで司祭3人、NPAに参加——同州 PC 司令官発表。これで同州の NPA 参加司祭は計4人。
- 28日 ▶アキノ、6月に帰国する——①マルコスは爆弾事件で10月19日自分の逮捕令状を出した。②戒厳令解除は正しい方向の歓迎すべきステップだが、憲法上巨大な権力をマルコスは維持する。31日バルベロ国防次官との電話で帰国の意思を確認し、次のように述べた：私は政治にもう関心がない。マルコスとの主な不一致の源は戒厳令解除時に終った。メディア審議会廃止も歓迎。
- 29日 ▶大統領の5月直接選挙を提案——KBL 議員総会で。16年間大統領として勤めた。国民は選挙で私を判断する機会を、戒厳令についての国民の記憶が鮮明なうちに、与えらるべきだ。総会は、全権を有する大統領の直接選挙を含む議会制の大統領の改正提案に合意。大統領は、レオナルド・ペレス前選管委員長を政治問題担当大統領顧問(閣僚待遇、181人目の IBP 議員)に任命。
- ▶UNIDO、大統領直接選挙を歓迎——カノイ議員。公明選挙などの条件で、G. ロハス、S.H. ラウレル、J. サロンガ、アキノのいずれかの対立候補を立てる用意がある。ロハス総裁は、もし5月に大統領選挙を行うなら正規国民議会選挙も同時に行うべきだ、と主張。
- 30日 ▶UNIDO、公明選挙条件で KBL と会談の用意——G. ロハス：正式会談の招待を KBL から受けていないが、もし KBL が真剣なら会談する。サロンガ、ロハスは選挙参加条件を再述：マルコスに絶対権力を与えている PD などの廃棄、選管委員に野党代表任命、基本的権利の回復など。
- ▶大統領・正規国民議会選挙の同時実施を主張——R. アルバーノ、A. パシフィカドール等 KBL 5議員。
- ▶対比協議グループ会議——81年分 ODA 約束額を前年の10億から12億ドルに増額。IMFは、短期借入削減、国内資源動員、11大工業プロジェクト漸進的実施勧告。商業ローンの借入枠を12億から14.25億ドルに引き上げ。

## 2月

1日 ▶選挙規則変更されれば候補を出す——UNIDO。またアキノもボストンで、もしルールが変更されれば不出馬決定を再考する、と発言。

2日 ▶大統領選での野党合意——UNIDO のカノイ議員。①今年5~6月または憲法修正批准から90日以内に、再選なし6年任期の大統領、②自動的に首相となる副大統領、③正規国民議会の同時選挙を提案。

3日 ▶大統領、大統領の6年1期制限案を拒否。

4日 ▶新憲法起草を新憲法議会で——UNIDO、IBP でなく。また自由・公正な国民投票による批准を主張。

▶教育相、学生の権利を全面的に支持——法の範囲内で行使される限り。教育省前での学生約500人の「自由のデモ」リーダーとの会談で表明。

5日 ▶議会制憲法草案承認——KBL 議員総会。①3月17日に国民投票を行う。②5月選挙は大統領のみとする。

▶UNIDO、大統領選に候補出さず——G. ロハス。現在の環境は自由・公正な選挙を妨げている。

6日 ▶大統領、戒厳令解除後の懸念否定——約400人の内外企業家を前に演説。戒厳令後の政策は、憲法修正=議会制の強化により政治的安定、政策の継続性および自由企業のイデオロギーの維持が目標。

▶UNIDO、大統領選問題で不一致——G. ロハスはこのほど、憲法修正、5月大統領選に関するKBLの協議招待を正式に拒否。しかしミンダナオ同盟(MA)は、UNIDOが不参加なら、独自候補擁立の用意があり、またロイ派NPは、正当な憲法修正なら、候補者を出す、という。

▶燐酸肥料合弁協定に調印——国家開発公社とナウル共和国(40%の4000万ドル出資)。

7日 ▶大統領、UNIDOの要求を拒否——3ヵ月内憲法議会開催・新憲法批准の要求。金と時間の浪費だ。

▶INAA 67人、2改憲案提案——UNIDO 提案の憲法議会で、①大統領と正規国民議会議員の同時選挙、②大統領の年齢制限(現行50歳)引下げ。

8日 ▶野党の大統領選不参加は政治的恐喝——大統領。特にUNIDOは多くの立場を取ってきた。これは彼らの不一致を示す。しかし選挙プロセスは止められない。

9日 ▶71年憲法議会議員総会の開催呼掛け——R. ファハルド議員。同議会の地位、憲法修正案等の重要問題解決のため。マカパガル議長は、同議会は中断されたにすぎず、73年憲法は有効に批准されていない、と主張。

10日 ▶2野党、選挙参加方式で会談——ビサヤ連合、MA。マルコスに勝つチャンスはないが、84年正規国民議会選挙で正当な政党認証を得るため。

▶アキノ、対マルコス提案——大統領選を取消し、自

由化を促進し、爆弾を投げる急進分子から国を救うため野党との対話を主張。マルコスは早く動くべきだ。さもなくば、我々はみんな事態に追い越されてしまう。

11日 ▶新議会制・5月大統領選の実施は変えない——大統領。必要なら、5月に単独でも出馬する。自分の主任務は、国民が戒厳令政府の実績を承認するか否か確認すること。もし野党が政治問題不参加の立場を維持するなら、将来どこから野党が出てくるのか。それはKBL自身からだ。改憲は新指導者グループの訓練のために必要。

12日 ▶アキノ、UNIDO 候補支援に帰国する——S. H. ラウエル、アキノとの海外電話後発表。UNIDOはマルコスと対決する用意がある。我々が要求しているのは、フェアな土俵と闘う機会だ。最低限の要求：①新憲法起草、②UNIDO 勧告の3委員の選管任命、③選挙運動期間90日、④正規国民議会選挙の同時実施、⑤メディアに与野党同一のスペースと時間を割当てる。

▶スルーで国軍119人殺さる——パタ島で撤退準備中ウナッドを指導者とする MNLF 部隊約300人に攻撃され大隊長ら死亡。政府軍は4月2日追跡作戦を一時中止。

▶カバンバン議員、大統領選に立候補する——野党で誰も立候補せねば、フィリピンを米国の一州にスローガンで。

15日 ▶MA、大統領候補を立てる——もしロハスらが立候補を拒否すれば、この決定は直ちに実行される。

16日 ▶野党の外国融資妨害を非難——大統領。15日のTV番組でF. ロドリゴとS. ラウエルは、もし野党が権力を取れば、融資契約は順守されないとして、外銀に対比借款の供与を停止するよう通告。

17日 ▶法王パウロ2世訪比——(～22)。

23日 ▶IBP、改憲審議開始——野党16人、全改憲案に反対表明。

25日 ▶UNIDO は大統領候補を出す——カノイ議員。

▶NPA 参加司祭は8人——国防相。その他①もしさキノが帰国しても政府は逮捕命令などは出さないであろう、②一般裁への2152事件移管で多くの軍裁は解体された、③政府は叛徒と国内問題討議のため、いつ、どこでも会う用意がある。

▶アキノら破壊活動事件、一般裁に移管——サロンガ、マングラブス他計76人。ケソン市第1審裁に。

27日 ▶IBP、改憲案可決。

28日 ▶野党指導者は保護し、逮捕しない——大統領。これがロハス、ディオクノらが破壊活動分子と会合したりしたにもかかわらず、逮捕や再逮捕されなかった理由。彼らは重大な危険ではない、せいぜい「口先の革命論者」にすぎない。代替政治綱領を組織できる強力な野党を発展させるため、引き続き彼らを保護する。

## 3月

1日 ▶労組等4団体、石油値上げ反対決議——石油関連業の比人化、バタアン原発・米軍基地内核爆弾貯蔵反対、米軍基地存続反対。

2日 ▶ヘルディス2社を引継ぎ——NDCが対DBP、NDC不払債務のため。

▶家内工業保証・貸出基金発足——8億ペソ。

▶改憲国民投票法可決——4月7日実施。

▶大統領、タニヤーダと会談——タニヤーダは最近在米野党リーダーと会談し帰国。

3日 ▶ラバン、改憲反対を表明——大統領の50歳年齢制限、大統領終身免訴などを理由に。

4日 ▶UNIDO、全国的な改憲反対運動の実施決定。

▶教育長協会、給与引上げ要求。

9日 ▶南部2野党公式に合併——ミンダナオ連合とセブ連合野党(CUO)。

▶UNIDO、大統領選参加は大統領の出方次第——S. ヘラウレル。決定前に政府が改憲国民投票をどう扱うか、投票結果判明を待つことに合意。反対票が多数を取ると考えるのはばかりでない。

12日 ▶アキノに条件付アムネスティを考慮——大統領。アキノがもし帰国を決意すれば。

▶石油値上げ公聴会——反対のジープニイ運転手組合代表ら茶番と退席、会場外で反対大衆集会。約20団体反対表明。中旬に連合体結成。

▶71年憲法議会再招集の動き——マカパガルら代議員約100人が決議。73年憲法は批准されていないとして。

13日 ▶公務員に業務効率化を指示——大統領。

14日 ▶改憲反対キャンペーン——ミンダナオ連合アダサ議長。連合は反対キャンペーンを放棄しないが、もし賛成多数なら野党はマルコスの対立候補を出すべきだ。

▶砂糖輸出契約停止で最高裁に提訴——砂糖プランター17人、砂糖委・国家砂糖取引公社は生産者の同意なく砂糖を売却する権限ないとして。

▶中銀総合金融援助計画を2年内に実施——総額50億ペソ。現在ディー事件関係で融資中。年利13.5%。

16日 ▶比・タイ犯罪者引渡し協定に調印。

21日 ▶新党結成——「フィリピンを米国の1州に運動」のカバンバン IBP議員が選管に「連邦党」を登録。

▶野党、改憲反対集会——ミランダ広場に約7000人参加。J. ラウレル、G. ロハスら野党政治家は改憲、マルコスの永久政権化を非難、青年・労働者は経済悪化、米帝国主義、戒厳令の名目解除、スト禁止、学生の権利の未回復を非難。

▶2野党、改憲反対で同盟——MAとサンボアンガの

憂慮する市民連合。ただし、後者は投票ボイコットには反対、改憲賛成多数の場合、大統領選でマルコスと対決すると発表。

▶国家公務員給与10%引上げ——3月1日発効。

▶石油製品値上げ承認——エネルギー委員会、22日発効。小売平均24.3セントボル/L、プレミアム・ガソリンは4.95ペソから5.25ペソに引上げ。

22日 ▶ヒル・プラット死去——73歳、NP総裁。

▶NPA、北ダバオの町占拠——Maco町で約50人。

▶電力料金11%値上げ——国家電力会社。

26日 ▶生活手当引上げ命令——22日発効。月収1500ペソ以下の者が対象。首都圏、首都外非農業は2ペソ、プランテーション農業1.5ペソ、非プランテーション農業1ペソの増額。首都実効最低賃金31.85ペソに。

▶対アキノのアムネスティ主張——マカパガル。またマルコスは50歳の年齢制限などの障害を除き大統領選でマルコス・アキノの対決の道を開くことが、国民的和解、正常化の最も早い道である。

27日 ▶陸軍司令官交替——F.U. アバト少将は退役、新司令官に Josephus Ramos 准将・陸軍情報部長。

28日 ▶与野党首脳討論会を提案——大統領。ロハスら9野党人を招待。S. ラウレル、29日1対1の対決なら受けると発言。UNIDOは30日拒否を決定。31日マルコスも1対1対決を拒否。

▶NPA容疑グループ、北ダバオ町舎攻撃。

31日 ▶71年憲法議会代表再会合——マカパガルの招集で136人。未完の憲法起草任務完了のため。4月3日再招集時の出席者は25人のみ。

## 4月

2日 ド首相は、上席閣僚間で交代制に——大統領。現在はビラタ財務相が実際上の首相代理。(S. ラウレルの批判に対し) 改憲は自分の政権を永久化するものではない。

3日 ド6将軍の任期延長——3月末退役期限を6ヶ月。戒厳令解除後の退役は9人、任期延長組は現在25人。

4日 ド最高裁、改憲国民投票は有効。

5日 ド物価統制の廃止主張——エリサルデ PCCI(フィリピン商工会議所)会長。

ド騒音テモ——マニラで S. ラウレル夫人ら16人検挙。

6日 ド工兵隊司令官ら死亡——西サマールの NPA 伏撃で。

7日 ド改憲国民投票——11日大統領、改憲批准を宣言(宣言2077号)。

10日 ドUNIDO、大統領選参加4条件——①運動期間を45日から120日に延長、②有権者名簿の修正、③メディアに同一紙面、時間を保証、④全選挙機関の改造、正当な代表を認める。11日大統領、①の条件を拒否。

ド比収租税協定調印。

11日 ド大統領選ボイコット主張——フィリピン大学で学生ら約3000人の集会で、G. ロハスら演説。

14日 ド野党に組織固め、大統領候補選出を主張——大統領、暫定国民議会(IPB)開会演説で。

ド内航船運賃8%引上げ。

15日 ドUNIDO 候補に S. ラウレル、カノイ有力——アダサ・ミンダナオ連盟委員長。

ドココナツ・ミラーにフル操業再開を命令——農民救済のため kg 当り2ペソで買上げ指示。

16日 ドアキノ、大統領選出馬を考慮も——S. ラウレル。他の可能性はアキノが帰国、野党選挙運動を統括することだが、マルコスが認めるか否かはわからない。

ドヤシ油混合ディーゼル油計画指示——大統領。

ドアキノ、S. ラウレル支援のため帰国する——東京でラウレルと会談後のインタビューで。私の選挙参加の唯一の道は、反マルコス運動でラウレルのキャンペーン・マネージャーとして働くことで、90%帰国は確実。もし帰国時に逮捕されれば UNIDO は選挙を完全にボイコットしよう。19日帰米、5月初めに MNLF 指導者たちとダマスカスで会う。

17日 ドアキノの選挙参加帰国は問題——大統領。彼はまだ告発を受けているし、条件付アムネスティを拒否したので私には彼に対する管轄権はない。私は彼はまず政治から離れるとの約束を守るべきだと言ってきた。

18日 ド大統領選参加で条件付合意——アキノ、ラウ

レル、東京での記者会見で発表。UNIDO はアキノの全面支持で候補者を出す。もし条件(4.10参照)が満たされねばボイコットする。大統領はアキノの野党総括マネージャーとしての帰国承認要請を認めるべきだ。

ド要求あれば大統領年齢制限を引下げた——大統領。野党がアキノ帰国を言い始めたのは改憲批准後だ。彼は新たな訴訟に当面している、特別扱いはできない。

ドバギオ輸出加工区正式発足——第3号。

20日 ドUNIDO 等、政党認証を要求——NP、NUL も選管に通告を提出。NP 代表は、NP 党員に限り UNIDO の大統領候補を支持、さもなくば独自候補を立てる、と言明。UNIDO 代表は政党認証は大統領選参加条件の一つと発表。

21日 ドアキノ帰国すれば、収監を勧告——軍法務部長。

22日 ドNP 候補に S. ラウレルを推す——ロイ総裁。UNIDO はまだ組織政党ではなく、NP は加盟しない。ラウレルは23日、私は UNIDO により深くコミットしており、その決定に従う、と発言。

24日 ドUNIDO、選挙ボイコットを決定——G. ロハス、J. B. ラウレル共同議長の他約30人が出席。前日までは大勢は条件付で参加に傾いていたが、結局条件の拒否、特に選挙期間の不足を最大の理由にボイコットを決定。S. ラウレル、カノイはこの決定に従うと共同発表。野党有力者のうちディオクノ、タニヤーダ、クリマコは欠席、後2者は決定支持を通告。

25日 ドKBL 大会、マルコスを大統領候補に指名。

26日 ドプレマダサ・スリランカ首相来比——(~5/1)。

28日 ドNP ロイ派、アルメンドラスの出馬要請——ロイ総裁。29日アルメンドラス、辞退を通知。

ドR. バイロシスが共産党委員長を引継ぎ——国防相。NPA 司令官兼 CPP 軍事委員長に J. リベラ。

ド国営企業労働者、団交・スト権回復要求。

30日 ドビサヤ連合、大統領候補を出す——ロガルタ野党院内総務、選管公聴会で。NP、ピコール・サロの支持を得て。しかし5月3日党大会は定数不足で開けず。現在同党は3派に分裂。他方 UNIDO はボイコット全国運動マネージャーに M. メルカドを任命。

## 5月

1日 ▶スト権回復法の早期成立約束——大統領、労働日式典で。破壊分子の浸透に警戒・排除を呼びかけ。他方 PMP, KMU 等はケソンで独自の労働日集会を開催、約2.5万人参加、政府のスト権回復拒否に抗議。

2日 ▶A. サントス元国防相、NP 候補を受諾——ロイ総裁発表。元ブラカン州知事・ガルシア政権国防相・退役准将、現比退役軍人銀行総裁。

▶82年大統領選・議会・バランガイ選の同時実施を主張——S. ラウレル。2億ペソ節約、マルコスの希望通り、野党に闘いの機会を与えることになる。UNIDO のボイコット決定はアキノとシン大司教の支持を得ている。

▶国家公務員9団体、民間並み給与等10点を要求。

3日 ▶破壊分子浸透の労働・学生組織は確認済み——大統領。

5日 ▶LP も大統領候補選出へ——M. ムトック元駐米大使、サンボアンガ市長クリマコに立候補要請中。これは勝つためなく党の存続を保証するため。同市長は UNIDO ボイコットの提案者の1人で、要請を拒否。

7日 ▶ビサヤ連合、大統領候補を指名——フェデラル党候補でもあるカバンバン議員。同議員は9日、選管が自党を認証せねば、ボイコットに転ずると発表。

11日 ▶NP ラウレル派、UNIDO ボイコット路線採択——J. ラウレル Jr. を総裁に選出、単独でサントスを指名したロイ、マルコス他の除名を決議。他方ロイは会議は違法、ラウレル派の除名を勧告すると声明。

12日 ▶選管、ロイ派を認証——また同派のサントスの立候補届を承認。ラウレル派は認証の再考を要求。

13日 ▶NP, 2野党と提携協定調印——ビサヤ連合(ロガルタ派)、ビコール・サロ(インペリアル派)とサントス候補支持で。ビサヤ連合は3派に分裂し、A. コロミナス派はボイコット支持、他の1派はカバンバンの立候補を支持している。

▶世銀、Apex ローン承認——中銀が中・大規模工業に再貸付。1.5億ドル、満期20年、9.6%。

▶選挙延期すればボイコット放棄——S. ラウレル。マルコスが大統領選挙を82年4月に延期すれば。

14日 ▶マルコス、選挙運動正式に開始——サントス候補も16日に開始、もし選出されれば大統領制復帰新憲法宣言後直ちに辞任すると演説。

15日 ▶タラ1号油井で出油——出油第9号。

▶米・とうもろこし買上げ価格引上げ——kg 当り穀米は1.45から1.55ペソに、とうもろこしは1.20から1.30ペソに。

17日 ▶バランガイ選挙同時実施を考慮——大統領。大統領選と同時に、ボイコットに対する最良のカウンターアタックとなろう。

18日 ▶ラバン、ボイコット参加を決定。

20日 ▶米下院、戒厳令解除称賛決議を採択——378対4で。解除は健全かつ積極的なステップ。政治、公民の自由の完全な回復へ向っての一層の前進が続くことを希望。

24日 ▶NP 選挙集会で連続停電——サントス候補のセブ演説会で、集会中止に追い込まれる。

▶バランガイ選挙可否レファレンダムを実施——大統領選と同時に(宣言2088号)。また大統領は、野党は暗殺目標リストを作った、その中には私自身、エンリレ、オプレ、E. コファンコが含まれていると発言。

25日 ▶NPA、イフガオで町を一時占拠——約50人。

27日 ▶軍交渉ミッションを伏撃——NPA、カリンガ・アバヤオ山中で北部軍副司令官死亡。

29日 ▶ムスリム関係省設立——初代大臣にロムロ・エスパルドン任命。

▶改憲投票棄権の300人を起訴——選管。有罪の場合禁錮1~6ヶ月、公職禁止6年、選挙権停止6年。

31日 ▶マニラでボイコット大集会——ボニファシオ広場で約7000人参加。G. ロハスは、少なくとも50%が棄権しよう、30%でもボイコット運動の勝利、と演説。

## 6月

- 1日 ↪法相、改憲投票ボイコット者の起訴促進命令。  
♪NPA 南部タガログ地方本部手入れ——ボイコット宣言文書も押収。
- 3日 ↪小作へのハシエンダの無料配分命令——大統領。イサベラのハシエンダ・サン・アントニオ 1.1万ha のうち4000 ha。
- 6日 ↪政府要人暗殺・選挙粉碎の陰謀——政府公表、作戦名「June Bride」。軍によれば、5月中東でのアキノ・ミスワリ会談の結果で、NPA・MNLF の共同作戦という。軍は、5月中に本作戦の関係で NNLF の容疑者 7人、6月末までに計40人を逮捕、火器多数を押収したと発表。
- 9日 ↪大統領、ボイコットは大罪——ピウス7世回状等によれば大罪。10日マニラ市裁は4月改憲投票棄権の2名に自宅拘禁30日、公職・選挙権停止6年を判決。
- 10日 ↪CPP・NPA ミンダナオ・コマンド議長逮捕——Benjamin de Vera。
- ♪カトリック司教会議、ボイコットは大罪でない——法王回状時と状況が違うと否定。27日シン大司教は選挙前後の政府の反ボイコット・キャンペーン中の出来事は、カトリックの道徳に関して語る教会の自由を抑圧するものだ、と政府の干渉に警告。
- 11日 ↪スラム住民に土地証書配布——大統領、トンド集会で1万人に。ボイコット無視も呼びかけ。
- 12日 ↪政府転覆されば、共産勢力が進出——大統領、83回独立記念式典の演説で。
- ♪1万人ボイコット集会——ボニファシオ広場で。ディオクノ、タニヤーダ、S. ラウエル、学生、宗教代表ら参加。タニヤーダは、「投票者は、大罪を犯すことなく、投票するか棄権するかは自由」とのシン大司教の声明を読み上げた。
- 14日 ↪ボイコット行進に発砲——北カマリネス州ダエトで約4000人参加の行進に。死者4人、負傷8人。
- ♪イゴロット族、ボイコットを発表——部族約5000人出席の集会で。政府のチコ河ダム建設等に反対。
- 15日 ↪伏撃で軍兵士26人死亡——ケソン、カガヤン、イロイロ諸州で。また南サンボアンガ、カリンガ・アパヤオ、南コタバトで武装集団が投票用具30組余を奪取。ダバオ市では違法文書配布で弁護士ら18人が逮捕さる。
- 16日 ↪選挙後に再統一、和解を進める——大統領。過去の棄権率は35%、25%ならボイコット運動は失敗。
- ♪大統領選挙実施——21日 IBP はマルコスの当選を宣言。暫定結果で、マルコス88.2%，サントス8.2%と発表。マルコスは同日議会で次のように演説：新憲法下

の新政府が今や組織される。これは我國民の本当の民族解放および新社会のみならず新共和国の樹立という我々すべての希望達成の基礎となろう。

23日選管は16日同時実施のバランガイ選挙に関する投票結果発表。大統領選直後の実施支持81.1%，反対18.9%。

18日 ↪米大統領、マルコス当選に祝辞——大統領との会談でハイグ國務長官が伝達。

♪大統領暗殺・選挙阻止計画——主謀者 Mohamad Ali Macaraya アラネタ大教授自首。計画名「Operation June Bride」。

20日 ↪選管本部で手榴弾爆発。

♪新学期開始を再延期——7月6日に。

22日 ↪中国、マルコス再選に祝辞——国会常任委員長・首相連名。(A P)

23日 ↪新たな委任で政府を浄化する——大統領、海軍83周年式典の演説で。

24日 ↪イメルダの首相任命支持広がる——経済・労働など各種団体が支持決議採択。

27日 ↪CPP 新指導部が引継ぎ——国防相発表。中央委・軍事委議長は Rafael Baylosis から Rodolfo Salas に、中央委副議長・NPA 司令官に Juanito Rivera。

30日 ↪マルコス、大統領就任式——マルコスは就任演説で政府批判者に統一と和解を提唱。外国来賓としてブッシュ副大統領、楊中國副主席、カリン・ソ連最高會議副議長、園田外相らが出席。

ブッシュ副大統領は、昼食会で、「我々はあなたの民主主義の原則とプロセスへの固守を賞賛し、あなたを孤立させない」と演説。

♪マルコス・李首相会談——ASEAN 貿易協力システムを強力に推進することに合意。

♪北部ミンダナオ・ダバオ諸州に戦闘部隊増強。

## 7月

1日 ▶預金利子率をフロート制に移行——6月29日銀行協会は現行9%上限の90日間凍結を決定したが、7月1日 PNB, PVB(比退役軍人銀行)が、3日民間3行が普通預金利率を10%に引上げた。

3日 ▶KBL 幹部会、首相にビラタ財務相を指名——マルコスの提案を可決。テベス東ネグロス州知事はイメルダ大統領夫人指名の提案を行ったが、大統領は夫人を首相に任命すれば党は野党だけでなく内外報道機関それにインテリの非難を受け易くなる、と発言。

4日 ▶アキノ、サウジ国王と会見——タイフで、ムスリム自治問題の解決で援助を要請。アキノは UNIDO 代表として訪問、E.マセダ元上院議員、R.ルクマン元下院議員(モロ民族解放組織議長)が同行。

▶NPA は MNLFへの浸透を強化——国防相。南部で MNLFとの暫定同盟を装い MNLFへの浸透計画を強化している。重大なのは全ての反政府分子強化のための「民族民主戦線」(NDF)を通ずる計画。「中間勢力部」は表面上党支配から分離されたが、実際には NDF を監督している。

5日 ▶選管、カガヤン・デ・オロ市長の失格宣言——80年選挙で当選したA.ピメンテル市長、副市長、市評議員7人(全員MA)。党籍変更違反との KBL の抗議を認めた。16日大統領は調停会議を開き、両派は最高裁判断出するまで現市長留任、休戦に合意した。

6日 ▶全斗煥韓国大統領訪問——7日マルコス大統領と会談。両国外相は科学技術協力協定に調印。8日共同声明発表、マルコスは南北朝鮮の国連同時加盟の全提案を支持、両首脳は、国際経済環境の改善、NIEDO 設立の必要を強調した。全大統領は9日離席。

▶米大統領、ブッシュ対比支持発言に支持表明——ホワイトハウス・スポーツマン発表(AP)。

▶新司教会議長選出——シン大司教が年末に規約上最大限認められる2期4年に達するため。新議長は Antonio Mabutas ダバオ大司教。

▶2台風で死者207人余——中・北部ルソンが被災。

8日 ▶ルノー・フィリピン、全組立プラント閉鎖。

9日 ▶銀行協会、預金利率凍結を解除。

10日 ▶NPA、南イロコスに足掛り建設——PC発表。少なくとも後背地6町に推定500の大衆基盤を得、拡張活動を79年4月頃開始、教宣・訓練・募集に集中している。

▶中銀、特別貸出金利引下げ——32%から24%に。

13日 ▶アキノ、間もなく帰国する——もしレーガン政権がブッシュ発言のようにマルコスを支持しているのならここには私の居る場所はない。かかる支持声明はフィ

リピン国民のシニシズムを深め、多くの者を急進派にかいたてよう。もし私が帰国すれば、世界の注目が再び問題に集まることになる。

14日 ▶中国人学校のフィリピン化完了——教育省。最後の33校を閉鎖。他方98校が比化存続を認められた。

20日 ▶セメント値上げ——工場渡し40kg袋を25ペソから29ペソに。

21日 ▶10月から1年超貸出利率をフロート——中銀。

▶授業料値上げガイドライン発表——教育省。条件付きで最高15% (17ペソ限度)まで認める。

▶シン、米国のマルコス支持を非難——米国は誤りを犯した。ベトナム、イラン等の例を見よ。多分米国はマルコス承認以外にないと考えているのだろうが、将来は非常に不確定だ。

▶NPA、アクランで町庁舎破壊——約16人が Nabas 町の庁舎を襲撃。23日国防相は同州の軍作戦強化を命令。

22日 ▶肥料18%値上げ——23日発効。肥料補助削減のため。6月17日の柵買上げ価格引上げに織込み済み。

23日 ▶KBL、政府機構改革承認——省数削減等。また副首相に Jose Roño 自治相を指名、自治省の地方開発部門の居住省への移管を承認。

▶ソ連、新駐比大使任命——ユーリイ・シャルモ夫外務省第2極東部次長。

▶国連に1951年難民条約批准書を寄託。

25日 ▶内閣改造実施——新大臣5人、新次官4人、大統領補佐官・顧問5人、国務大臣45人を任命、大臣5人が退任。また3省を他に吸収、5省を分類替えし、省数を26から18に削減した(資料参照)。

27日 ▶IBP 第4定期会期開催——大統領は、新共和国発足期にあって開発事業が我国の議題でなければならぬ、と演説。また首相にビラタ、副首相にローニョを指名(28日議会承認)、行政評議会(executive committee)にビラタ委員長ら7人を任命(資料参照)。

28日 ▶関税改訂行政命令を公布——E.O. 706号(8月16日発効)。第4次で最終段階。149項目(40%)を改訂、うち引下げ128、引上げ13、分類替え8で、平均名目関税率は36.5%から25.5%に引下げられた。

31日 ▶新国軍参謀長を任命——Romeo Espino 中将退役。新参謀長に Fabian Ver 少将(大統領護衛隊司令官兼国家治安・情報庁長官)、参謀次長に Fidel Ramos 少将(警察軍兼国家統合警察長官)を任命、同時にそれぞれ大将、中将に昇任。

▶カノイ議員、MAを脱退——MA議長H.アダサ知事がマルコスの使節として秘密に訪米したことに対議して。

## 8月

- 1日 ↪新 DBP 会長任命——Cesar Zalamea フィリピン・アメリカ生命保険会社社長、現中銀通貨委員。
- 2日 ↪ビラタ首相、日本の軍備増強に懸念表明——(東京発ロイター)。
- 6日 ↪趙中国首相訪比——(～9日) 7, 8日大統領と会談、①対貿易不均衡の是正に努力する、②中国の主課題は経済開発、東南アに覇権を求める、強力かつ連帯した ASEAN を望む、③中国はフィリピンその他アジア諸国の共産党活動と内部問題に決して干渉しない、と表明。また両者は貿易拡大に基本的に合意。
- 7日 ↪中銀、ユーロ・クレジット1億ドル調印——ロンドンで24行と、世銀構改借款1.5億ドルの補完用。
- 9日 ↪新国軍参謀長就任式——①国軍参謀長に Fabian C. Ver。少将から大将に昇格。②国軍副参謀長に Fidel V. Ramos。少将から中将に昇格、PC・INP 長官兼任。③陸軍司令官に Josephus Ramas 少将。
- 10日 ↪7人を准将に昇任——PC 5, INP 2。また PC 首都司令部と首都警察を統合司令部下に置き、同司令官 Prospero A. Olivas 准将を少将、PC・INP 副司令官に任命。
- 11日 ↪比・米贈与3協定に調印——計3000万ドル。米軍施設近接地域・返還地の社会・経済開発プロジェクト用。
- 12日 ↪NPA 作戦に12～20戦闘大隊を投入予定——消息筋。5地域(北部ルソン、ビコール、サマール、ダバオ、パナイ)に。
- 13日 ↪PC・INP の現機構は維持——大統領。警察を地方自治体の管理に戻すとの提案を拒否。
- 14日 ↪大統領、アキノのメッセージ公表——「もしマルコスが帰国を望むなら、自分はそうしよう。」というもの。私はまだ回答していない。アキノをどうするかは決定していない。
- 15日 ↪81～82年エネルギー5カ年計画承認——内閣・行政委員会合同会議。82年からの2カ年予算編成も合意。
- 16日 ↪大統領、今後将官の任期延長しない——現在定期を超えて延長されている将官は24人。
- 17日 ↪ギャロック第1号井で出油——政府確認。他方カドラー油井はこのほど日量9000バレルの生産を開始。
- 18日 ↪政府プロジェクトへの司法介入を禁止——PD 1818号。公表は13日だが、署名は1月16日付。最近最高裁が農民84人の訴えにもとづき、カビテ州政府に水田275ヘクタールの輸出加工区転用を禁止する命令を出している。
- 19日 ↪米国防次官来比——安全保障担当のバックレイ。ロムロ外相と会談。23日大統領と会談。
- 20日 ↪シカット前 NEDA 長官を PNB 取締役に任

命——大統領。後日会長に選出さる。

21日 ↪PC・INP で9560人昇任——8日付発効。

22日 ↪大統領に不動産税の調整権限——PD 1812号。1月16日付だが、このほど公表。

23日 ↪肥料補助金廃止を命令——大統領。年間5.5～3.5億ペソの支出節減。政府の民間企業出資削減も命令。

24日 ↪9月初めに新全国野党結成——MA を中核にと、同党のカノイ議員。

25日 ↪政府企業の統廃合、払下げを検討——ビラタ首相。現在91法人。

26日 ↪磷酸肥料プロジェクト建設契約——ターンキー方式で日西伯比企業連合と。総コスト4億ドル。

27日 ↪バランガイ選挙は82年初に実施——ビラタ首相。IBP 空席の特別選挙も同時に実施されよう。

28日 ↪長老諮詢会議設立は政府再編完了後——大統領。

29日 ↪大統領令1811号——このほど公表。大統領・閣僚の暗殺を試みる者に死刑を課す PD 9号の対象に、首相、IBP 議員、最高裁判事、国軍将官を含める。19日にも1月16日署名の2PD を公表。①PD 1816号。大統領に恩典免税制度の修正権限を与える。②PD 1821号。外国政府・国際貸付機関との借款契約に当該機関の在比資産の収用・没収の免除規定を含める権限を大統領に与える。

30日 ↪11大プロジェクトは同時実施せず——ビラタ首相。経済的に可能な時点で実施すべきだ。また政府が株式を相当保有する民間企業の所有権の分散を推進する、民間企業は合併で規模の経済を利用すべきだ。

31日 ↪新スト権法成立——大統領署名(国法130号)。

32日 ↪教員給与引上げを承認——大統領。7月1日発効、最低月904ペソに。行政命令722号(27日署名)。

33日 ↪世銀借款1.45億ドル調印——イメリダ夫人調印。①82～85年初等教育開発計画1億ドル。②農畜産拡大プロジェクト4500万ドル。

34日 ↪3688人の帰化を承認——75年以降計4万3730人。

35日 ↪NPA 訓練基地を攻撃——北サンボアンガ州セルヒオ・オスマニヤで。NPA 4人死亡。

36日 ↪ホロで伏撃——MNLF 120人がP Cチームを伏撃。ルウカで、MNLF 10人、CHDF 4人死亡。

37日 ↪27日 大型ガソリン乗用車の輸入・組立を禁止。

38日 ↪マニラで学生約2000人デモ——ボニファシオ広場で、80年教育法案廃棄、授業料値上げ停止、校内の制服警官排除、学生評議会の完全回復等を要求。

39日 ↪納税アムネスティ期限延長——4回目。10/15まで。

40日 ↪米カトリック司祭の再入国拒否——R. S. Kroes 神父、12年間ダバオの教区に在任。破壊活動容疑で。

41日 ↪国軍・警察の公務員警護出向を禁止——LOI 1160号。

## 9月

2日 ▶NPA 50人伏撃、PC 6人死亡——北ダバオ州サンビセンテで。他に NPA 10人、民間人 5人死亡。

5日 ▶在米野党、米政権のマルコス支持を非難——ニューヨークで「自由フィリピン運動」(MFP)が大会(3~5日)とデモで。マングラブス、アキノ、G.ロハスら約100人が出席。

9日 ▶KKK 全国事務局を編成——大統領。KKK(生活改善運動)事務局長にイメリダ夫人、次長に居住省次官 Jolly Benitez を任命。

▶コブラ賦課金の徴収停止——内閣、自由売買を決定。現行賦課金は100kg 当り76ペソ。

10日 ▶治安・秩序協議会設置——全国の地方・州・市・町各レベルに。行政命令。

11日 ▶82年一般予算、公共事業法成立——大統領署名。また大統領はカビテで KKK プロジェクトを開始、9プロジェクトのローン承認。

▶国軍忠誠パレード——席上大統領、8人の准将昇任、その他762人の昇任令に署名。

▶バギオで学生3万人デモ——授業料値上げ等に抗議。14日同市の6大学学生約1万、1週間の授業ボイコットを中止。

14日 ▶チリに大使館開設——このほどサンチャゴに。

16日 ▶ボニファシオ広場で学生約200人抗議集会——学生側6000人参加と主張。

▶ディーゼル油値上げを考慮——行政委員会。ディーゼル油不足、ガソリン過剰のため。

17日 ▶肥料補助金廃止は段階的に実施——大統領。年内は現行で凍結。肥料値上りで砂糖の減産を見込み、肥料と砂糖の退蔵、砂糖不足が起きているため。

▶日本政府の買春旅行抑制措置を称賛——カトリック婦人同盟。

18日 ▶マニラ、バギオで学生抗議集会——学生指導者は全国的授業ボイコットを計画。新聞は大規模動員ならずと報道。しかし学生側は、全国で約3万人がボイコットに参加、ボニファシオ広場に約1.2万、バギオでは2500人、ダバオ市では300人がデモ集会に参加と主張。

19日 ▶新納税アムネスティ公布——PD 1840号。対象は74~80年未課税所得。従来の1月16日付PDと異り本日付。PD 公布の理由として IBP が休会中であり、必要な立法と声明。

▶コブラ価格維持に大統領の介入要請——ココナツ生産者。賦課金停止後、業者がコブラ買収を停止、価格下落したため。28日大統領は当初予定の6ヶ月停止を待たず3ヶ月後に再検討すると表明。

22日 ▶比米逃亡犯送還協定に仮調印——ワシントンでメンドーサ首席検事。インドネシア・タイに次ぎ第3号。

23日 ▶粗米買上価格引上げ——NFA。kg 当り1.55ペソから1.58ペソに。既決定の運賃補助を加えると1.6ペソ。

▶在米野党・マルコス対話の可能性——クリマコ・サンボアンガ市長、ニューヨークでの MFP 大会出席後帰国、大統領と会見後声明発表。「明確・正式の合意はないが、マルコスとの対話の種はまかれた。」

24日 ▶第3号一括借款1億ドル調印——中銀、香港で。

25日 ▶軍の職権濫用・政治家の無関心で叛徒増加——南サンボアンガ州 Ibil の司教、司教経済人会議で。

26日 ▶輸出糖の利益配分率変更——大統領指示。生産者シェアを50%から80%に引上げ。また輸出割当を50%から56%に、備蓄用を10%から4%に変更。国内消費用は40%で変更せず。

28日 ▶CPP 中央委逮捕——国防省発表。サンバレス州サンタ・クルスで、Ruben Guevarra。

29日 ▶PC 司令部人事異動——幹部5人の配転・退役。

▶74年以降のアムネスティ、6088人。

30日 ▶大統領、72年への復帰も辞さない——もし破壊分子が労働・学生への浸透を続け、政府開発計画を妨害し続けるなら。

▶司祭・尼僧ら1500人、抗議デモ——軍の職権濫用と2米人司祭の再入国拒否に抗議して。北ダバオ州タグムで。

## 10月

1日 ▶MNLFは政府と交渉再開の用意——アキノ、Asian Weekとのインタビューで。交渉再開を説得するようとのマルコスの要請で最近ミスワリおよびルクマントとジェッダで会った。MNLFは、もしマルコスが76年トリポリ合意の交渉計画を認めるなら、会談の用意がある。

▶大統領、破壊分子の労組・学生への浸透を阻止——このため72年と類似の破壊分子を検挙する。

▶比・イラク貿易協定調印——大統領夫人。

▶1年超貸出利率の上限廃止発効。

2日 ▶ココナツ賦課金を復活——大統領令。ココナツ産業安定化基金。100kg 当り76から50ペソに引下げ。

3日 ▶定年延長准将5人退役——海軍司令官ら4准将は更に6ヶ月、1准将は1ヶ月延長。また4日サルミエント少将・空軍司令官も退役。

4日 ▶学生組織、国防相・教育相との対話要求——学生評議会・学生新聞の復活、学生組織承認ガイドライン等。同時に授業ボイコットを実施と発表。フィリピン学生連盟(LFS)、ナショナリズムと民主主義のための青年組織(YND)、フィリピン大学編集者ギルド(CEGP)、イースト大学生連盟、フィリピン・コレジアン等代表。

6日 ▶脱税大敵大統領令に違憲訴訟——P D1840号。レガスピ議員(ビサヤ連合)。

7日 ▶学生2000人抗議集会——マニラのボニファシオ広場で、警官隊と衝突、学生6人検挙、負傷多数。

8日 ▶ガンジー・インド首相訪比——9日大統領と会談、カンボジア問題で不一致。

▶政府の過大な経済支配に批判——83—87年開発プライオリティ会議で。政府は民間ビジネスの、政治・経済あらゆる面で競争者となった。例えば糖業、ココナツ産業の例がある。

12日 ▶野党再びテロ要員を海外訓練——国防相。ミスワリは一部野党分子と同盟、現地の部下に8月対政府軍作戦の強化を指示したが、戦闘水準は上昇していない。

13日 ▶繊維原料の直接輸入承認——BOI。国内生産者の供給不能および最終製品輸出を条件に、繊物製造業によるフィラメント、ポリエスチル繊維の輸入のみ。

15日 ▶中銀、一括借款1億ドル調印——18行とユーロ・ダラー・ローン。第3号で今年最後、合計3.5億ドル。78年来の最良条件、10年(猶予4年)、LIBOR+0.75%。

16日 ▶国防相・学生予備会談——連絡グループ設置に合意。

18日 ▶大統領、カンクン・サミットに出発——20日カンクン着、同行は首相、商工相、ツベラ首席補佐官他。

21日趙中国首相、23日レーガン米大統領と会談。22日大統領はサミットに食糧・エネルギー・関税貿易・国際通貨制度で4提案提出。

21日 ▶大学内警官の撤収命令——国防相、学生組織との会談で。また大学雇用のガードの学生拘留、学生活動干渉を禁止、7日集会の逮捕学生の起訴放棄を指示。

▶原発第2号プラントは考慮外——エネルギー省。現在安価なエネルギーとは考えられない。

24日 ▶UNIDOに更に7団体加盟——非政治団体の参加を認め、野党指導者40人が連合協定に署名、計14団体に。

26日 ▶1—9月反乱帰順者5932人——ベル参謀総長。73年来3.5万人。77年590人、79年2739人、80年2857人。

28日 ▶国防相・学生、4点合意に正式署名——LFS、YND、CEGP代表と。国防相、実施覚書発行。(1)学内分駐所全廃、学内要請以外学内立入り禁止。(2)学内の学生の平和的抗議行動の軍警干渉禁止。(3)学生の抗議行動時に軍警は暴力の使用を避ける。(4)学校雇用ガードによる学生の拘留・尋問禁止。

▶石油プラント建設延期を要請——化学工業界。輸出不可能かつ現状では全製品を国内で吸収できない。むしろ下流部門の設備近代化を実施すべきだ。

29日 ▶教育相・学生・9大学、合意——①今後学生組織は法律に従い認められる。②今後現教育年度内に授業料は値上げしない。③今後学生指導者は学校政策の決定に参加する。LFS、YND、CEGPはボイコット。

▶大統領、サウジ皇太子と会談——カンクンで。皇太子は比国の分離運動を支援しないと表明。

30日 ▶比加原子力協定調印。

▶労働省に労働争議の強制仲裁権——最高裁。同省は法律130号により国益に係わる争議の仲裁移行決定権を有すると判定。

▶パラワン沖で出油——South Galoc I号井。

## 11月

3日 ▶11大プロジェクトのすべて実施と限らない——首相。定期的に全てのプロジェクトをレビューしており、もし利益ないと判断すれば実施しない。オンピング工業相、マバ経済計画相も同趣旨発言。総見積コストは当初の60億から現在40億ドルに引下げられている。

▶82年は5%成長目指す——首相。先進国の経済回復を織込み、経済サービス重点に景気維持をはかる。

4日 ▶軍拘置所で10人ハンスト入り——タギグで。

▶DBP 貸出利率3%引上げ——家内工業向け(17万ペソまで)12~14%から15%に。中小企業向け(170万ペソまで)14~16%から18%に。中大企業向け(170万ペソ超)21%またはマニラ基準レート(MRR)+5%。

▶UNIDO、拡大新連合結成を正式承認——執行委員会。ラウレルは、野党は弱体ではない、UNIDOは現在政党ではなく、正常化復帰を目指す連合にすぎないと表明。

▶教育相、学生組織・出版ガイドライン公布——学生との合意に基づき、学生の組織・出版の権利再確認。

5日 ▶比・ヨルダン労働協定調印。

▶過大な政府の経済支配の懸念を否定——大統領。政府介入は世界的不況後の国内経済振興のための慎重な試みで、自由経済体制を侵食するものではない。

▶信用緩和は困難——ラヤ中銀総裁。緩和は高率インフレを呼ぶ、現在流動性は高い。タイトなのは金融機関の警戒的貸出態度によるもの。銀行側もラヤ見解に同意、しかし非現実的な MRR の改訂を主張。

▶1年未満貸出利率の上限廃止要請——銀行業界。現行は18%。長期金利フロートで短期資金不足し、実質コストが上昇しているため。

7日 ▶在米野党人、密入国で逮捕——Jake A. Lopez, L. Daza 元中尉。このほどタウイ・タウイ上陸時に。

9日 ▶カノイ、MA 正式離党発表——年末までに中道左派の新党結成する。

▶農村開発促進に5措置提案——放棄・遊休地等の有効利用、農業労働者・高地農民への優先配分等。

10日 ▶B P議長代理を選出——Datu Blah Sinsuat。

13日 ▶在外公館アタッシェの効率化を指示——大統領。現在ほとんど役立っていないとして、各省庁間の調整、情報体制の効率化を指示。

16日 ▶MNLF, Socdem がサバに訓練基地を設置——国防相発表。サンダカンのジャンピラスに84年の両グループによる攻撃準備のために、基地名は Rolando Yulo。基地指導者は PDSP 議長 Roberto Gonzalez。

▶投資家の選好、銀行預金へ——デイー事件以後のマ

ネーマーケットの信頼低落、同時に7月の預金利子率フロートで、両者の金利がほぼ同一水準となったため。

▶教育相・強硬学生組織、4点合意——15大学の LFS, YND, CEGP。①学生は学生組織の規約・細則を作成する。②組織役員選出は一般投票による。③学生指導者は学生に関する学校の政策に参加、諮詢を受ける。④学校当局は学生手数料を徴収保管し、学生評議会に支出する。

17日 ▶最高裁判事3人任命——欠員4人のうち3人。

18日 ▶比の政治・人権状況は十分に改善——下院公聴会でドノフュー国務次官証言。そのため米政府は国際開発銀行の対比ローンで承認へと投票を変更した。他方アキノ、クロエス司祭、ランデ・カンサス大教授は同次官と対立する証言を行い、対比軍事援助の撤回を主張。

19日 ▶ビデオ・ゲーム機を禁止——大統領。

20日 ▶最高裁、人身保護令申請却下——シソン CPP 委員長夫妻、ブスカイノ NPA 司令官の申請に対し。同時に破防法合憲、戒厳令解除後も軍裁は治安事件管轄権を有すると判断。

▶比加新織維協定調印——82年発効、5カ年。

21日 ▶労組、政府金融機関の貸出政策を批判——例えば DBP が新規プロジェクト貸付申請を長期間放置、拒否し、雇用創出の国家的努力が妨害されている。22日にも官僚の経済支配力拡大を批判。最近大幅に増大している「国家資本主義」を効果的な公的支配下に置く立法措置を主張。

23日 ▶ラブリィ、米大陪審証言を拒否——80年連続爆弾事件容疑者で、9月証言のため米国に連行された。

24日 ▶NPA、警察分遣隊襲撃——約50人が、北ダバオ州 New Corella で。CHDF 2、民間人2死亡。

▶台風 Anding、中北部ルソンに被害——死者124。

▶“June Bride”首謀者・副官帰順——T. Marohom。

25日 ▶IBP、総所得税法案を最終可決。

26日 ▶ムスリム紛争地域の人身保護令復活要求——ベンダトゥン元上院議員。人の移動を抑制し、経済開発の障害。

27日 ▶スルー新スルタン就任——Datu Hadj Mohammad Punjungan Kiram。

28日 ▶大統領、サバ問題の公開討議に警告——自分とマレーシア首相との合意を損う恐れがある。

▶比米犯罪者引渡協定調印——ニューヨークで。

29日 ▶改憲投票棄権者243人を告発——選管。

30日 ▶石油備蓄削減を決定——現在135日分を数カ月内に90~100日分に。備蓄はG-G契約による PNOOC 保有分がほとんど。

## 12月

1日 ↪82年公共事業予算を先行支出——大統領府。開発モメント維持のため、すでに85%を。また大統領は全政府機関に予算の12%留保を指示（合計72億ペソ）。

♪最高裁、4学生の復学命令——スト参加理由に停学処分としたアダムソン大に。

2日 ↪町長連盟、自治権復活要求——警察監督権、町費負担公務員の任免権を含む戒厳令以前と同一の。

3日 ↪野党育成援助法案を提出する——L. ペレス政治問題国務相。政府補助金・党籍変更モラトリアム等。

♪北部司令部設置——北西司令部拡大、5州追加。

4日 ↪砂糖生産者価格引上げ——ピクル当り輸出・国内加重平均で112.8から145ペソに。

♪3 ADB 借款調印——①農村電化8750万ドル。②水道プロジェクト4600万ドル。③畜産開発800万ドル。

5日 ↪マニラ電力値上げ発効——これによる直接生産コスト上昇は推定5%，エネルギー集約産業では10%。

♪不況鉱業救済特別安定基金を設置——大統領。82年初に開始、各種ローンを供与する。

7日 ↪国家公務員に1週間ボーナス——行政命令。

♪国防相・UP学生評議会代表合意——3回目の会談で、学生・軍・警察関係問題で。

♪MNLF、各地でテロ活動強化——ミランダ陸軍第2歩兵旅団長。ミスワリ、サラマト MNLF両派は再結集。

8日 ↪南レイテで NPA 伏撃——約50人が Hinanangan で。PC 兵8人、民間人9人死亡。

♪政府企業数を削減する——大統領。現行218から178に。実施後は親会社59、子会社119に。ただし金融関係は現行通りとする。

10日 ↪円建債引受け契約調印——150億円。満期10年。

♪物統法違反は広範——調査557店中約3分の1が違反。商工省は現行13品目の統制廃止を考慮。

12日 ↪比は米国を支持——イメリダ大統領夫人、UPIとのインタビューで。夫と自分が政権にある限り、米国はアジアに確固たる同盟者をもつことになる。しかしマルコス後は米国の信頼の点で困難に直面しよう。

14日 ↪自動車会社に日本2社資本参加——DMG Industries, Inc. に丸紅・日産自工が各15%。

♪経済状況は最悪——シン大司教。国民が善良で従順なことを神に感謝する。しかしあいつか彼らはカラバオのように暴れ狂うことがありうる。教会はクリスチャン・レフトの活動を大目に見ていないし、承認もしていない。NPA 参加の北部ルソン4司祭は共産主義者ではなく、周囲の人々と自身を同一視しているだけだ。

16日 ↪マイサガナ計画発足——とうもろこし自給計画。

18日 ↪総所得課税法成立——大統領署名。82年発効。

19日 ↪来年2月に新野党結成——UNIDO の支持で、フィリピン民主党(Pilipino Democratic Party, PDP)。27日全国執行委員会開催、規約草案等採択。綱領原則は、ナショナリズムと民主主義。

♪サバ財産権問題で決議送付——キラム後継者、大統領に、マ政府と直接交渉行う旨の決議を送付。

♪反政府デモにPC発砲——アンティーク州で5人死亡。Culasi 町で400~500人参加。

20日 ↪新全国野党結成——フィリピン社会民主党(SDPP)。規約・基本方針宣言採択。設立人はカノイ、タタド、H. ダビデ、委員長 Andres Corominas。

21日 ↪新准将10人任命——准将84人、うち准将75人、少将7人に。23日更に1人追加。

♪日本、バナナ季節関税引下げへ——関税率委勧告。82年4月から10%引下げ。

♪インテンガン神父が社会民主主義者を統一——「4月6日運動」被告の証言(治安当局発表)。76年初彼は、全ての民主社会主義者(Socdem)集団の統一組織設立のため「Christian Socialist Revolutionary Forces」(CSR), Kasapi, Lakasdiwa、その他類似組織の全指導者を招集、参加者は血盟を結び、インテンガンは統一組織「フィリピン民主社会主義統一党」(NPDSP)の長に選ばれた。

22日 ↪比米租税協定批准——このほど米上院が。

23日 ↪野党は共通利益のため団結すべきだ——大統領。野党の強化・成功のため個人の野心を犠牲にして。イデオロギーは合法野党を隠れ蓑に政治権力の暴力奪取を狙っている。彼らは共産主義者ではなく、フィリピン版社会主義者で、そのグループは非合法野党の中核だ。

25日 ↪台風 Dinang 製來——ビコール、北部サマル、北部ビサヤ、北部ミンドロに被害。30日現在死者206。

30日 ↪バランガイ選挙は実施する——大統領。

31日 ↪UNIDO、2月に単一指導制に移行——S. H. テウレル。集団指導制から執行委員会補佐の委員長制に。野党分子の一層の急進化、無政府状態の噴出は、もし大統領が UNIDO の5点要求に同意すれば防げる。(1)全政治犯の釈放。(2)国家安保法、公共秩序法廃棄。(3)憲法を修正し、大統領権限を縮小、立法府権限を強化する。(4)I. B. P. を解散、公明・公正な全国選挙を実施する。(5)マスメディアの自由化。

1. 政府閣僚名簿
2. 主要経済措置リスト

## 1. 政府閣僚名簿

(1981年12月31日現在)

大 統 領	Ferdinand E. Marcos
首 相	Cesar E. A. Virata*
副 首 相	Jose Roño*
外 務 大 臣	Carlos P. Romulo
財 務 大 臣	Cesar E. A. Virata
法 務 大 臣	Ricardo Puno
農 業 大 臣	Arturo R. Tanco, Jr.
公共事業・道路大臣	Jesus Hipolito
教育文化大臣	Onofre D. Corpuz
労働雇用大臣	Blas F. Ople
國 防 大 臣	Juan Ponce Enrile
保 健 大 臣	Jesus Azurin*
商 工 大 臣	Roberto V. Ongpin
農地改革大臣	Conrado F. Estrella
地方政府大臣	Jose Roño
観 光 大 臣	Jose D. Aspiras
天然資源大臣	Teodoro Peña*
エネルギー大臣	Geronimo Velasco
居 住 大 臣	Imelda R. Marcos
運輸通信大臣	Jose P. Dans, Jr.
社会福祉大臣	Sylvia Montes**

## 補佐機関（閣僚待遇）

大統領首席補佐官	Juan C. Tuvera
予算・管理庁長官	Manuel S. Alba
広報庁長官	Gregorio S. Cendaña**
ムスリム庁長官	Romulo M. Espaldon
大統領府少数民族機関	Manuel Elizalde, Jr.
国家科学開発局長	Emil Q. Javier*
国家経済開発庁長官	Placido Mapa, Jr.*
行政委員会(Executive Committee, 7月27日任命)	
委員長	Cesar E. A. Virata
副委員長	Jose A. Roño
委 員	R. Ongpin, J. Enrile, M. Alba, Emmanuel Pelaez, Eduardo Gullas セブ知事。

## その他任命（7月25日）

大統領補佐官（政治担当）	Leonardo Perez
大統領顧問	Alejandro Melchor, Jr.
大統領顧問（保健担当）	Florentino Solon セブ市長
大統領顧問（行革・公務員）	Jacobo C. Clave
大統領顧問（食糧担当）	Jesus Tanchanco NFA 長官
国務大臣	45人（氏名略）

\* 7月25日新任, \*\* 同日代行から昇格。

## 2. 主要経済措置リスト

## A. 大統領令(PD)

No.	署名日付	内 容
1682	80. 3. 17	内国歳入法(NIRC)修正。石油開発を促進する。
1737	9. 12	大統領に重大緊急時の予防拘禁・移動制限・捜査・押収等の権限を与える。
1727-A	10. 8	反乱罪有罪者に対するデモ許可禁止。
1745	11. 20	火器単純保持事件の処分規定。
1756	81. 1. 1	電気通信業の合併を奨励・促進する。
1758	?	PD 902-A号(SEC法)修正。
1759	1. 2	公共事業契約違反者を処罰する。
1764	1. 11	政府・民間契約の競争入札規則順守、統一条件の採用を規定する。
1766	1. 11	優先プロジェクト用にNDCに公有地を譲渡する。
1771	1. 14	RA 265号(中銀法)修正。
1773	1. 16	NIRC修正(所得税基礎控除引上げ、対同族企業の法人開発税新設等)。
1774	1. 14	NIRC修正(法人の定義)。
1784	1. 15	出版・放送両審議会を廃止する。
1785	1. 15	輸出信用公社(ECC)を設立する。
1786	1. 15	EPZ庁設置法修正。
1788	1. 15	1981年家内工業開発令。
1789	1. 16	投資・農業・輸出各奨励法を改訂、統合し、一括投資法典とする。
1790	1. 16	大統領に資金命令の権限を留保する。
1793	1. 16	RA 5980号(金融公社法)修正。

1794	1. 16	RA 720号（農村銀行法）修正。	1093	12. 2	予算節減・行政効率化を指示する。
1795	1. 16	RA 337号（一般銀行法）修正。	1094	12. 9	セメント・プラントの石炭燃焼転換。
1796	1. 16	RA 3779号（貯蓄・貸付組合法）修正。	1096	12. 16	政府対外契約の審査。
1797	1. 16	PD 129号（投資会社法）修正。	1105	81. 1. 21	SEC の出版・放送認可制度。
1798	1. 16	CA 83号修正。CP 発行登録規則。	1107	2. 16	中銀に流動性不足金融機関に対する貸出および不振産業救済の産業融資計画設置の条件評価を指示する。
1799	1. 16	PD 902-A号（預金の機密修正）。			
1800	1. 16	NIRC 修正（投資収益課税）。	1122	5. 1	海外に比労働センター設置を指示。
1801	1. 16	中銀を中央通貨当局とする。	1123	5. 5	83～87年5カ年計画の策定を指示。
1803	1. 16	PD 949号修正。マリベレス民有地の一部を石化工業区に留保する。	1126	5. 11	全国技術改良普及員開発教育計画の設置を指示する。
1806	1. 16	RA 1161号（社会保障法）修正。	1127	5. 16	南ラナオ入植プロジェクト。
1807	1. 16	国は対外債務契約で財産等に関する訴訟等の国内手続で国家免責の放棄に同意できる。	1134	5. 21	株式取引資金特別融資計画を設置。
1808	1. 16	マニラ市マラテの土地を収用し、真正の占有者に譲渡する。	1135	5. 25	輸入 LPG 課税。
1811	1. 16	PD 9号修正。火器使用のテロ活動などで大統領・閣僚・IBP 議員・准将以上の軍人・最高裁判事・同上直系親族の殺害を図る者に死刑を課す。	1139	5. 25	穀物ケダン融資計画対象品目を拡大。
1812	1. 16	PD 464号（不動産法典）修正。大統領に変更権を与える。	1140	5. 25	ソルガム・大豆等支持価格引上げ。
1813	1. 16	関税法 105条修正。	1141	5. 25	米・とうもろこし総販売税引上げ分の支払停止を更に2年間延長する。
1815	1. 16	PD 15号（比文化センター法）修正。	1144	5. 25	食パン等を税法上必需品に分類する。
1816	1. 16	投資奨励措置合理化のため大統領に修正権限を与える。	1145	5. 25	穀物小売商貸付資金の対象・額拡大。
1817	1. 16	RA 3844号（農地改革法）修正。	1146	5. 25	比漁業販売庁の管轄を天然資源省から国家食糧庁（NFA）に移管する。
1818	1. 16	政府実施の公共事業・天然資源開発プロジェクト・公益事業関係事件で裁判所の停止命令の発行を禁止。	1147	5. 25	米・とうもろこしの支持価格引上げ。
1821	1. 16	RA 4860号（対外借入法）修正。	1125-A	5. 26	反乱罪等容疑者の逮捕・拘留等は通常の法的手続きに従うこと。
1822	1. 16	任務中の犯罪で告発された国軍兵士の軍裁による裁判を規定。	1152	6. 26	81年投資優先計画エネルギー節約プロジェクト。
1823	1. 16	フィリピン肺センター設置。	1159	8. 25	石炭流通システムの建設を指示。
1825	1. 16	比文化センター免税措置。	1161	9. 10	KKK 計画の資金調達・貸付等の手続。
1826	1. 16	PD 1630号（タノドバヤン設立）修正。	1164	9. 23	南ネグロス地熱発電プロジェクト。
1840	9. 19	脱税所得大赦令。	1167	10. 2	ココ・ディーゼル計画補助金の支出。
1841	10. 2	コプラ賦課金を復活・修正する。	1170	10. 17	土地投資信託計画を設立する。
		B. 通 達 (LOI)			C. 大統領行政命令 (EO)
1046	80. 7. 23	とうもろこし等支持価格引上げ。	613	8. 15	比原子エネルギー委を大統領府移管。
1053	8. 5	中古トラック・エンジン輸入規制。	644	81. 1. 26	ASEAN 特惠関税実施のため一部輸入関税率を改訂する。
1054	8. 7	森林保護による失業者雇用プロジェクトの研究・実施を指示する。	645	1. 29	国営肥料会社廃止、業務を NDC に移管。
1084	11. 20	地方政府の機材調達ローン。	649	2. 9	土地登記委員会を全国土地所有権・証書登録局に改編する。
1089	11. 21	海運業庁の寄港許可権限。	654	2. 26	Public Estate 庁の機能・権限。
1090	12. 2	各投資優先計画の修正を認める。	655	2. 26	木炭等使用 gasifire 機器の普及指示。
			657	2. 28	バリクバヤン計画を5カ年延長。
			658	2. 28	運輸計画委員会を設置。
			672	3. 21	一部石油製品の消費税率改訂。
			673	3. 21	gasifire 機器の自動車利用普及指示。

674	3. 25	熱帯医薬研究所を設立する。	771	12. 12	回状 742 号修正 (準銀行業務を行う非銀行仲介機関—NBQB—の役員資格)。
674-A	3. 31	アルコール飲料消費税率を改訂。	772	81. 1. 13	回状 649 号停止 (再割引未払金を有する農村銀行援助計画の改訂)
674-B	3. 31	不況鉱山に低率従価税を課す。	773	1. 26	家内工業・貸出基金 (CIGLF) の保証貸付計画規則。
675	4. 2	PD 1740 号脱税大赦期限を延長する (4月15日→5月31日)。	774	1. 27	外国企業の国内借り入れガイドラインを改訂。
678	4. 16	葉・クズタバコ輸出税を停止。	775	1. 30	銀行職員に対する融資計画規則修正。
684	5. 8	輸入税率改訂。	776	2. 6	対外借入改訂方針・ガイドライン。
688	5. 9	関税名称・一般分類規則改訂。	777	2. 27	回状 751 号改訂。7. 1 発効。銀行の普通・定期預金利子率の上限を廃止。
695	5. 27	脱税大赦期限延長 (3/31→8/31)。	778	2. 27	回状 732 号改訂。7. 1 発効。コールローン利子率の上限を廃止。
701	7. 2	輸入関税率改訂 (ASEAN 特恵)。	779	2. 27	回状 754 号改訂。7. 1 発効。deposit substitute の利子率上限を廃止。
702	7. 2	輸入関税率改訂 (ASEAN 特恵)。	780	2. 27	回状 742 号改訂。7. 1 発効。NBQB の貸出、手形買取り利子率。I. 手形買取り。a. 満期 730 日以下は実質 18% 以下。b. 730 日超は上限なし。II. 貸出。730 日以下は担保付で実質 16%，無担保で 18% 以下。730 日超は上限なし。III. Deposit substitute の準備率。満期 730 日以下 16% (82. 1. 1 に 19% に、以後 16% に達するまで半年毎に 1% 引下げる)。730 日超 5%。(82. 1. 1 に 1% に、以後 5% に達するまで半年毎に 1% 引上げる)。銀行・NBQB からの借入は 1%。
704	7. 13	永住者子弟の入学規則。			
706	7. 16	輸入関税率改訂。	781	2. 27	回状 578 号改訂。非株式貯蓄・貸付組合の普通・定期預金利率上限を廃止。
708	7. 27	大統領府改組、首相府を設置。	782	2. 27	回状 752 号改訂。銀行の預金準備率。I. 普通銀行。①要求払・普通預金 16%。②定期預金。満期 730 日以下は 16%，730 日超は 5%。II. 農村銀行等。①要求払預金 16%，NOW 勘定 12%，普通預金 8%。②定期預金。満期 730 日以下 8%，730 日超 5%。III. DBP。①普通預金 8%。②定期預金。満期 730 日以下 8%，730 日超 5%。ただし I, II, III の要求払預金、I の 730 日以下定期預金は 82. 1. 1 から 19%，以後 16% に達するまで半年毎に 1% 引下げる。I, II, III の 730 日超定期預金は 82. 1. 1 から 1% に、以後 5% に達するまで半年毎に 1% 引上げる。IV. 預金準備
709	7. 27	商工省を設置する。			
710	7. 27	公共事業・道路省を設置する。			
711	7. 28	一部政府機関を分類替えする。			
715	8. 6	政府優先計画として KKK を設立する。			
717	8. 10	PNB 理事会構成を変更する。			
719	8. 19	通商交渉大統領特別代表の職務。			
721	8. 24	教育省に青年・外国学生・外国人学校局を設置。			
725	9. 9	植林プランテーションの設立を促進。			
727	9. 10	治安・秩序審議会を設置。			
729	9. 10	退役軍人年金を増額する。			
731	9. 16	PD 1378 号 (総合地域開発全国審議会設置) 修正。			
736	9. 26	商業送状の証明要件を廃止。			
737	9. 29	KKK 販売調整センター設置。			
738	10. 3	海洋法条約閣僚委員会を設置。			
740	10. 2	E.O. 708 号修正。			
747	11. 19	ココナツ委員会設置。 D. 一般命令 (GO)			
69	81. 1. 2	軍裁事件の一般裁移管を指示。			
70	1. 16	政府差押企業の管理を継続。 E. 国 法 (BP)			
45	79. 12. 18	NIRC 修正 (寄付金の取扱い)。			
83	80. 9. 17	NIRC 修正 (森產品課税)。			
84	9. 19	NIRC 修正 (鉱產品課税)。			
130	81. 8. 17	労働法典修正 (スト、ピケ、ロックアウト規定)。			
? 82. 1. 1		NIRC 修正 (改正総所得課税)。 F. 中央銀行の主な金融措置			
1.		回状 (Circular)			
770	80. 12. 12	回状 643 号修正 (銀行役員の資格)。			

	の構成（略）。	802	6. 1 輸出業者のタックス・クレジット証書の再割引規則。
783	2. 27 実質利子率上限。7. 1 発効。I. 満期 730 日以下の貸出しは、担保付きでは 16%，無担保で 18%。730 日超は上限なし。II. 手形買取り実質利回り。満期 730 日以下は 18%，730 日超は上限なし。	803	6. 18 回状750号改訂。I. 満期 1 年超手形の再割引。①監理信用関係。再割引限度額は額面の 100%，再割引率 1%，銀行貸出利率上限12%。②エネルギー生産・節約適格プロジェクト。小型水力発電プロジェクト等は同100, 3, 10%，木材火力プラントは 100, 3, 8%。
784	2. 27 回状 750 号改訂。7 月 1 日発効。再割引限度額（対手形額面比率）・中銀再割引率・市銀の実質貸出利率上限。I. 満期 1 年以下。①食糧生産等監理信用。100, 3, 12%。②非監理信用。80, 8, 14%。③中小企業融資。80, 8, 14%。④輸出産業。非伝統 80, 3, 12%。伝統 80, 8, 14%。⑤特別計画。100, 3, 6%。II. 満期 1 年超。I ~①関係は100, 3, 12%。中銀決定の高優先プロジェクトは額面の80%，満期 2 年以下は再割引率 10%，銀行貸出利率 16%，2 年超では再割引率は（銀行貸出利率 - 6 %），銀行貸出利率は回状783号規定の利率による。	806	6. 26 商銀の再割引規則・手続改訂。7. 1 発効。
		807	6. 26 株式取引特別融資計画利用ガイドライン。7. 1 発効。
		808	6. 26 輸入規則。1000 ドル超輸入は L/C カバー，解除証明を要するが，有資格生産者・輸入者の D/A, O/A による輸入は免除。
		810	6. 26 銀行・NBQB の利益分配計画規則。
		811	6. 26 回状 754 号改訂。
		813	6. 26 回状 777 号改訂。
		814	6. 26 貯蓄銀行の抵当・動産抵当証書の発行規則・細則。
786	3. 10 農村銀行の再割引限度。純資産の 300 % + 直前 4 カ月の平均普通・定期預金額の 300%。	816	7. 10 改訂農村銀行規則・細則。
787	3. 11 銀行の議決権株式の譲渡・取引登録規則。	817	7. 21 回状 780, 783 号改訂。10. 1 発効。実質利子率。I. 手形買取り。満期 365 日以下は 18%，365 日超は上限なし。II. 貸出。365 日以下で担保付は 16%，無担保は 18%，365 日超は上限なし。
788	3. 30 外国企業の国内借入ガイドライン改訂。	818	8. 10 農村銀行の中銀貸出・再割引申請ガイドライン改訂。
789	3. 30 外国信用の再貸付ガイドライン。	824	9. 17 信託会社・銀行・投資会社の信託業務規則。
790	4. 24 回状 775 号改訂。	826	9. 25 回状 799 号改訂。
791	4. 27 貯蓄銀行の NOW 勘定承認規則改訂。	827	9. 25 回状 742 号改訂。NBQB の純資産・危険資産比率規定。
793	4. 28 建物・貸付組合の満期未払勘定規則。	828	10. 9 回状784号改訂。I. 監理信用のうち中銀の対マサガナ・マイサンの再割引限度額は 100%，再割引率 3%，銀行の実質貸出利子率 15%。II. 特別計画のうち穀物ケダンは同 80, 3, 10%。
794	4. 30 農村銀行の再割引ガイドライン。	829	10. 12 回状 740 号改訂。
795	5. 4 穀物ケダン融資計画関連。	830	10. 12 回状 739 号改訂。
796	? オフショア・バンкиング・ユニット（OBU）に、中銀承認 OBU プロジェクト長期ローン利用者の機械・設備輸入の取扱いを認める。	831	11. 13 回状 796 号改訂。
797	5. 22 OBU に金融相談サービス、外貨代金の取立て業務を認める。		
799	6. 1 政府資金・政府からの借り入れの受入れに関する改訂規則・細則。		
800	6. 1 信託会社・銀行の信託業務追加規則。		

フィリピン 1981年

## 主要統計

第1表 産業別国内総生産

第2表 労働統計

第3表 消費者物価指数

第4表 主要経済指標

第5表 通貨増減要因

第6表 中央政府現金勘定

第7表 中央銀行承認国籍別外国直接投資

第8表 資本調達勘定

第9表 外国為替取支

第10表 10大輸出入品

第11表 最終用途別輸入構成

第12表 相手国別輸出入額と比率

第13表 対外債務残高

第1表 産業別国内総生産<sup>1)</sup> (1972年価格)

	価額 (100万ペソ)			対前年増加率 (%)		構成比 (%)		
	1979 <sup>2)</sup>	1980 <sup>3)</sup>	1981 <sup>4)</sup>	1980	1981	1979	1980	1981
農林漁業	22,595	23,695	24,714	4.9	4.3	25.8	22.5	25.4
鉱業	2,134	2,236	2,275	4.8	1.7	2.4	2.4	2.3
製造業	22,420	23,739	24,945	5.9	5.1	25.6	25.6	25.7
建設業	6,338	6,952	7,355	9.7	5.8	7.2	7.5	7.6
電気・ガス・水道	849	921	993	8.5	7.8	1.0	1.0	1.0
運輸・通信・倉庫	4,613	4,827	5,025	4.6	4.1	5.3	5.2	5.2
商業	18,085	19,086	20,040	5.5	5.0	20.6	20.6	20.6
サービス業	10,710	11,336	11,891	5.8	4.9	12.2	12.2	12.2
国内総生産	87,744	92,792	97,238	5.8	4.8	100.0	100.0	100.0
海外からの純要素所得	384	138	...	-64.1	...	...	...	...
国民総生産	88,128	92,930	97,445	5.4	4.9	...	...	...
間接税マイナス補助金	9,342	9,688	9,107	3.7	-0.6	...	...	...
資本減耗引当	8,447	9,130	9,796	8.1	7.3	...	...	...
国民所得	70,339	74,112	78,040	5.4	5.3	...	...	...

(注) 1) 1981年12月現在推計。2) 改訂値。3) 暫定値。4) 速報値。

(出所) NEDA.

第2-1表 就業状態別人口

(単位 1,000人)

	1977		1978		1979		1980
	1~3月	7~9月	1~3月	4~6月	1~3月	7~9月	
15歳以上人口	25,251	25,787	26,308	26,884	27,466	27,598	28,677
労働人口	15,989	15,002	15,386	16,812	16,919	16,945	17,608
就業人口	14,985	14,334	14,588	16,118	16,124	16,267	16,657
農林漁業	7,046	7,474	7,315	8,422	7,643	7,743	8,745
製造業	1,837	1,515	7,274	7,696	8,481	8,524	7,912
その他の業界	6,102	5,345	7,274	7,696	8,481	8,524	7,912
失業人口	1,004	668	798	693	795	678	951
失業率(%)	6.3	4.5	5.2	4.1	4.7	4.0	5.4
就業者の分類							
賃金・給与就業者	6,863	6,545	6,419	6,820	...	...	...
民間事業所	5,587	5,302	5,134	5,417	...	...	...
政府事業所	1,276	1,242	1,284	1,402	...	...	...
自営業主	5,560	5,484	5,888	6,081	...	...	...
無給家族従業者	2,513	2,273	2,249	3,200	...	...	...

(出所) National Census and Statistics Office.

第2-2表 非農業労働者賃金率指數（メトロ・マニラ）

(1972=100)

	名目賃金		実質賃金			名目賃金		実質賃金	
	熟練	未熟練	熟練	未熟練		熟練	未熟練	熟練	未熟練
1970	90.6	88.4	114.4	111.6	1976	124.4	126.2	71.2	72.3
1971	95.3	94.4	105.1	104.1	1977	137.5	132.9	72.9	70.4
1972	100.0	100.0	100.0	100.0	1978	154.4	138.4	76.1	68.3
1973	105.3	102.6	92.4	90.0	1979	170.1	145.8	70.8	60.7
1974	115.1	110.8	75.6	72.8	1980	180.9	151.5	63.7	53.4
1975	119.7	120.1	72.7	72.9	1981	...	...	...	...

(出所) Central Bank, Statistical Bulletin, Dec. 1980.

第3表 消費者物価指数 a. 全国

b. メトロ・マニラ

(1972=100)

	全品目	食品	衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他		全品目	食品	衣類	住宅	光熱水道	サービス	その他
1973	116.5	115.6	115.9	172.2	112.4	113.7	116.4	1973	114.0	114.0	117.1	119.8	104.2	108.2	113.6
1974	156.3	155.2	172.2	155.0	153.7	144.6	170.3	1974	155.2	156.6	171.9	139.0	151.0	139.2	168.3
1975	166.9	163.4	186.5	162.7	170.5	160.8	190.6	1975	164.6	166.6	189.6	150.2	160.1	153.2	194.2
1976	182.3	178.5	195.2	181.2	189.2	175.4	210.3	1976	174.8	176.8	193.8	157.3	169.7	169.5	204.4
1977	200.4	195.6	215.5	205.2	205.2	196.9	223.7	1977	188.6	190.0	204.8	168.6	176.3	193.7	213.2
1978	215.0	207.9	235.6	225.0	230.5	214.1	238.4	1978	202.9	205.7	225.8	180.7	180.4	209.3	221.9
1979	250.5	239.2	275.6	262.7	290.2	260.1	277.4	1979	241.1	244.8	265.6	206.6	217.4	267.6	263.9
1980	294.6	274.7	336.2	307.1	389.5	325.7	326.2	1980	284.1	284.4	340.6	226.9	292.6	317.0	311.0
1981	331.1	308.2	378.6	345.0	472.2	363.2	357.5	1981	...	...	...	...	...	...	...

(出所) Central Bank.

第4表 主要経済指標

			1977	1978	1979	1980	1981 <sup>p</sup>
農 <sup>1)</sup>	食糧	米(1,000トン) とうもろこし( " )	5,356 2,843.4	7,363 3,153.5	7,592 3,145.3	7,734 3,184.9	7,866 3,335.0
業	輸出作物	ココナツ(1,000トン) 砂糖( " ) バナナ( " ) 木材伐採量(1,000m <sup>3</sup> )	3,176.0 3,706.0 2,447.4 7,901.9	2,517.1 3,292.0 3,155.8 7,169.0	1,903.1 3,192.0 4,179.0 7,200.0	2,040.0 3,171.0 3,977.1 6,352.3	2,450.0 3,220.0 ... ...
鉱業	金銀 ニッケル(トン) クロム鉱石(1,000トン) 銅	(純金, kg) (純銀, kg) (地金, " )	17,373 50,429 36,781 442.9 272.8	18,243 50,930 31,046 435.4 263.4	16,645 57,167 ... 420.1 285.3	20,023 60,715 ... 358.6 285.3	22.7 ... ... 318.5
発電量	NPC・マニラ電力(100万KWH)		11,444	12,496	13,842	15,094	...
生産量指數 (1972=100)	農林漁業 <sup>1)</sup> 製鉱業		136.2 120.4 131.3	144.5 126.2 127.4	155.3 131.9 145.3	161.0 137.5 161.9	...

(注) 1) 作物年度(7~6月)。p:暫定値。

(出所) 同前。

第5表 通貨増減要因

(単位 100万ペソ)

	1975	1976	1977	1978	1979	1980
A. 公的部門						
1. 対中央政府信用	4,789.4	5,798.5	7,920.6	9,955.8	...	...
控除：現金・預金残高	3,658.1	3,639.2	3,594.4	5,178.0	...	...
IMF 勘定	-113.0	...	335.1	297.2	...	...
合 計	1,244.3	2,159.2	3,991.1	4,480.6	4,229.4	5,334.0
2. 対地方政府・政府機関信用	4,927.4	6,614.0	6,854.8	7,168.8	...	...
控除：貯蓄・定期預金	690.2	1,074.9	729.1	1,125.1	...	...
中央銀行その他勘定純計	898.6	-365.0	-1,265.1	-1,277.5	...	...
合 計	3,419.8	5,904.1	7,380.8	7,321.2	6,503.9	6,687.2
公的部門計	4,664.1	8,063.3	11,381.9	11,801.8	10,733.3	12,021.2
B. 民間部門						
対民間信用	28,501.8	34,903.4	40,618.4	51,425.7	67,188.7	80,556.0
控除：貯蓄・定期・保証金預金	19,821.7	24,759.7	30,486.0	36,603.8	40,465.5	46,643.9
民間商銀その他勘定純計	2,774.0	4,691.5	6,491.0	9,082.2	13,544.5	16,279.9
民間部門計	5,906.1	5,452.2	3,641.4	5,739.7	13,178.7	17,632.2
C. 公・民間部門計	10,570.2	13,515.5	15,023.3	17,541.5	23,912.0	29,653.4
D. 対外部部門						
外貨準備・外為差金	8,179.5	16,725.8	17,343.6	24,393.1	28,712.6	39,605.8
控除：海外補償借入れ						...
IMF クレジット	8,434.9	18,166.4	17,428.4	24,989.1	33,781.0	46,721.7
外貨預金						...
外貨建 CBCI その他						...
対外部部門計	-255.4	-1,440.6	-84.8	-596.0	-5,068.4	-7,115.9
F. 通貨供給高	10,314.8	12,074.9	14,938.5	16,945.5	18,843.6	22,537.5

(出所) Central Bank, Annual Report, 各年。

第6表 中央政府現金勘定(曆年)

(単位 100万ペソ)

	1976	1977	1978	1979	1980	1981
期首現金残高	7,105.0	6,470.5	7,106.4	9,301.0	12,557.2	...
A. 経常勘定純計	-2,021.2	-1,833.6	-1,559.2	508.3	-1,082.9	...
受 取	21,027.0	24,802.6	29,804.5	35,258.7	46,488.3	...
支 払	23,048.2	26,636.2	31,363.7	34,750.4	47,571.2	...
経 常	22,304.8	25,738.1	30,227.6	16,898.8	23,987.2	...
利子支払	743.4	898.1	1,136.1	1,840.8	2,082.3	...
B. 金融勘定純計 (2-1)	1,386.7	2,469.5	3,753.8	2,747.9	2,520.2	...
1. 債務償還	6,474.2	7,299.4	9,145.0	11,711.0	7,025.4	...
2. 借 入 れ	7,860.9	9,768.9	12,878.8	14,458.9	9,545.6	...
国 外	155.6	1,024.3	10,033.9	3,680.7	3,055.0	...
国 内	7,705.3	8,744.6	2,864.9	10,778.2	6,490.7	...
借入金	300.0	800.0	...	2,000.0	2,502.2	...
有価証券	7,405.3	7,944.6	...	8,778.2	3,988.5	...
C. 現金勘定純計	-634.5	635.9	2,194.6	-3,256.2	-1,437.3	...
期末現金残高	6,470.5	7,106.4	9,301.0	12,557.2	13,994.5	...

(出所) 同前。

第7表 中央銀行承認国籍別外国直接投資\*

(単位 100万ドル)

	約 束 額			送 金 濟 額	
	1979年末	1980年9月	1981年6月	1980年9月	1981年6月
米 国	621.0	744.5	867.4	692.8	743.5
日 本	230.7	261.5	309.0	213.4	230.7
英 国	42.9	46.8	64.6	42.3	60.5
カ ナ ダ	54.1	54.3	55.8	50.3	52.1
ス イ ス	38.3	53.3	57.1	28.7	37.7
香 港	58.1	73.5	90.9	45.3	62.9
ルクセンブルグ	22.2	22.2	22.2	11.1	11.2
オーストラリア	28.4	32.7	38.2	29.6	34.1
フ ラ ン ス	n. a.	n. a.	31.8	n. a.	27.9
オ ラ ン ダ	16.3	19.2	26.7	18.9	25.7
合 計	1,216.2	1,453.1	1,743.7	1,250.8	1,396.0

\* 70年2月21日以降の累積額。証券投資を除く。取消しと調整を含む。

(出所) Central Bank.

第8表 資本調達勘定\*

(単位 名目価格、100万ペソ)

	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980 <sup>p</sup>	1981 <sup>a</sup>
粗国内資本形成	26,832	35,705	41,053	44,251	51,706	65,313	80,625	...
固定資本形成	18,645	27,800	32,753	36,322	42,528	53,932	67,460	79,166
1. 建 設	7,575	11,714	16,463	19,643	22,363	20,074	36,387	43,241
政 府	2,854	4,368	6,428	8,125	10,260	12,578	15,345	18,337
民 間	4,721	7,346	10,035	11,518	12,103	16,096	21,042	24,904
2. 耐久設備	11,070	16,086	16,290	16,679	20,165	25,258	31,073	35,925
在庫品增加	8,187	7,905	8,300	7,929	9,178	11,381	13,165	...
粗 国 内 貯 蓄	25,881	29,296	31,917	37,922	43,331	54,641	65,743	...
固定資本減耗	8,550	11,304	12,873	14,450	16,759	20,538	26,291	...
国 内 貯 蓄	17,021	18,330	20,260	24,823	26,562	34,100	39,449	...
1. 家 計	9,619	10,457	13,182	17,183	9,596	10,355	10,370	...
2. 企 業	2,504	3,240	4,151	3,745	9,785	12,059	13,747	...
3. 政 府	4,898	4,633	2,927	3,895	7,181	11,686	15,332	...
海外からの純資本移転	310	(338)	(1,216)	(1,351)	10	3	3	...
貯蓄投資差額(海外からの) (純借入れ)	951	6,409	9,136	6,329	8,375	10,672	14,882	...

(注) 1) 77年以前と78年以降は別シリーズのため接合しない。p:暫定値。a:速報値。

(出所) NEDA.

第9表 外国為替収支

(単位 100万ドル)

	1977	1978	1979	1980	1981 <sup>a</sup>
経常収支	-200	-805	-1,376	-1,373	-2,094
商品取引	-686	-1,301	-1,762	-1,726	-2,533
輸出入	2,556	2,867	3,779	4,653	4,452
	3,242	4,168	5,541	6,379	6,985
非商品取引	260	235	83	-25	54
受取 <sup>b</sup>	1,030	1,341	1,478	1,978	2,508
支払	770	1,106	1,395	2,003	2,454
移転収支	226	261	303	378	385
受支	228	263	306	380	387
支払	2	2	3	2	2
資本収支 <sup>b</sup>	364	719	737	835	1,107
長期資本	211	502	288	139	502
流入	771	1,446	1,195	840	1,172
流出	560	944	907	701	670
短期資本	147	214	447	699	608
流入	245	611	887	2,749	3,106
流出	98	397	440	2,050	2,498
誤差脱漏金	6	3	2	-3	-3
貨幣用金	—	32	41	129	400
SDR割当	—	—	28	29	27
総合収支	164	-54	-570	-381	-560
金融勘定	-164	54	570	570	560
中銀補償借入	-443	51	481	...	...
借入済	218	351	1,076	...	...
返済	661	300	595	...	...
外貨準備(-)増減	279	3	89	...	...
外貨準備 <sup>b</sup>	1,525	1,883	2,423	3,155	2,574

(注) 1) 米政府支出を含む。2) 中央銀行の外債取引に関する取引を除く。3) 中銀準備のみ。p:速報値。

(出所) Central Bank.

第10表 10大輸出入品

(単位 100万ドル)

	輸出					輸入			
	1978	1979	1980	1981 <sup>a</sup>		1978	1979	1980	1981 <sup>b</sup>
ヤシ油	620.6	742.5	566.8	488.8	非電気機械	737.2	934.6	1,015.1	723.7
銅精鉱	250.4	440.4	545.0	391.3	石油、潤滑油	1,015.4	1,371.0	2,208.1	1,857.9
砂糖	196.9	211.6	624.0	505.1	輸送機器	389.1	544.1	533.4	380.8
半導体	173.6	289.0	499.5	...	卑金属	382.8	547.0	501.3	286.3
丸太 <sup>b</sup>	144.9	144.4	91.9	98.0	電気機器	203.3	229.4	312.1	299.0
木材	85.2	198.4	181.3	116.5	穀類、同製品	121.4	143.6	214.3	180.7
コブラ	135.7	89.1	47.3	...	爆薬、化学製品 <sup>b</sup>	199.0	286.6	336.4	161.0
縫製品	160.1	217.1	280.4	...	繊維品	189.3	229.8	251.4	116.8
金	75.7	103.3	239.1	192.6	化学原料	203.3	249.3	267.0	231.0
バナナ	84.1	96.7	114.2	113.6	金属製造品	107.3	127.9	132.8	104.6
10品目計	1,956.6	2,559.7	3,198.5	...	10品目計	3,548.1	4,663.3	5,771.9	4,341.7
輸出総額	3,424.9	4,601.2	5,787.8	5,202.7	輸入総額	4,732.2	6,141.7	7,726.9	6,005.6

a. 1-11月。b. 1-9月。1) 81年は合板。2) 肥料を含む。

(出所) Central Bank, Annual Report, 各年。81年は Philippine Economic Indicators, Sept. 1981.

第11表 最終用途別輸入構成

(単位 100万ドル)

	1976		1977		1978		1979		1980		1981*	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
合 計	3,633.5	100.0	3,914.8	100.0	2,732.2	100.0	6,141.7	100.0	7,726.9	100.0	3,238.6	100.0
生 産 財	3,394.6	93.4	3,675.5	93.9	4,442.3	93.9	5,783.1	94.2	7,334.3	94.9	3,102.5	95.8
機 械 設 備	640.8	17.6	544.5	13.9	699.8	14.8	999.4	16.3	1,156.1	15.0	492.8	15.2
未 加 工 原 材 料	1,006.8	27.7	1,074.1	27.5	1,154.9	24.4	1,391.7	22.7	2,191.7	28.4	1,017.3	31.4
半 加 工 原 材 料	1,611.8	44.4	1,856.6	47.4	2,390.2	50.5	2,997.4	48.8	3,372.5	43.6	1,387.2	42.8
サ プ ラ イ ツ	135.2	3.7	200.3	5.1	197.4	4.2	394.6	6.4	614.0	7.9	205.2	6.3
消 費 財	238.9	6.6	239.3	6.1	289.9	6.1	358.6	5.8	392.6	5.1	136.2	4.2
耐 久 財	17.0	0.5	18.6	0.5	26.1	0.6	29.3	0.5	28.8	0.4	13.2	0.4
非 耐 久 財	221.9	6.1	220.7	5.6	263.7	5.6	329.3	5.4	363.8	4.7	123.0	3.8

\* 1~5月。(出所) 同前。

第12表 相手国別輸出入額と比率

(単位 100万ドル)

	米 国		日 本		西ヨーロッパ <sup>1)</sup>		アジア(日本を除く) <sup>2)</sup>	
	輸 入		輸 出		輸 入		輸 出	
	価額	%	価額	%	価額	%	価額	%
1967	362.7	34.1	352.6	42.9	306.9	28.9	278.6	33.9
1968	372.2	32.4	391.5	45.6	326.7	28.4	283.3	33.0
1969	320.2	28.3	360.3	42.2	336.7	29.8	328.8	39.2
1970	315.1	28.9	440.2	41.5	344.9	31.6	420.8	39.6
1971	291.2	24.6	459.5	40.4	395.1	30.3	398.6	35.1
1972	312.6	24.8	446.6	40.4	390.8	31.0	373.4	32.6
1973	449.8	28.2	676.0	35.8	518.5	32.5	674.5	35.8
1974	734.5	23.3	1,156.7	42.4	864.5	27.5	949.2	34.8
1975	754.3	21.8	664.3	29.0	966.3	27.9	865.0	37.7
1976	801.8	22.1	924.4	35.9	976.4	26.9	621.5	24.1
1977	799.2	20.4	1,112.1	35.3	975.3	24.9	726.9	23.1
1978	997.4	21.1	1,156.2	33.8	1,285.1	27.2	818.4	23.9
1979	1,402.5	22.8	1,384.2	30.1	1,1397.9	22.8	1,201.0	26.1
1980	1,785.7	23.1	1,1588.4	27.4	1,531.2	19.8	1,533.3	26.5
1981	...	...	...	...	...	...	...	...

(注) 1) 1970年以降は EC。2) 1970年以降は日本、イラン、ソ連、中国を除く ESCAP 諸国。

(出所) Central Bank, Statistical Bulletin, 1980.

第13表 対外債務残高<sup>1)</sup>

(単位 100万ドル)

	80年末残高	81年中取引			81年末残高 <sup>p</sup>
		取 得 額	返 済 額	調 整 <sup>4)</sup>	
総 計	12,700.5	9,099.0	6,404.4	493.5	15,834.7
中 央 銀 行	330.9	676.3	192.2	-1.9	813.1
回 転 信 用	38.0	666.2	180.7	—	523.5
定 期 信 用 <sup>2)</sup>	292.9	10.1	11.5	-1.9	289.6
政 府 部 門	6,438.5	4,067.6	2,806.3	73.9	7,772.7
回 転 信 用	936.4	2,770.4	2,455.5	-58.7	1,191.6
定 期 信 用	5,502.1	1,297.2	350.8	132.6	6,581.1
IMF補償融資	168.4				
IMF石油融資	78.5				
IMF拡大信用	254.7				
IMF信託基金	191.4	292.9	53.1	-5.9	1,319.0
IMFスタンバイ	219.4				
緩衝在庫融資	—				
IMF補完融資	172.7				
政 府 法 人	2,456.9	505.1	215.8	49.7	2,795.9
そ の 他 <sup>3)</sup>	1,960.1	499.2	81.9	88.8	2,466.2
民 間 部 門	5,931.1	4,355.1	3,404.9	367.6	7,248.9
回 転 信 用	2,016.5	3,291.8	2,896.3	195.2	2,607.2
定 期 信 用	3,914.6	1,063.3	508.6	172.4	4,641.7
直 接 契 約 分	2,514.7	742.4	452.6	108.3	2,912.6
政府の再貸付	855.4	72.3	27.4	64.1	964.4
中銀の再貸付	505.0	244.1	24.6	—	724.5
世銀の再貸付	39.5	4.5	4.0	—	40.0

(注) 1) IMF の SDR 割当 1,160万SDR を除く。2) 中央銀行の一括借入計画による対民間・政府再貸付を除く。3) 政府の民間部門に対する再貸付借款を除く。4) 前年までの取得および返済額。p: 暫定数値。

(出所) Central Bank.